



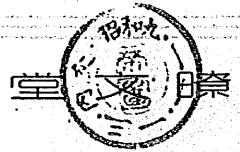
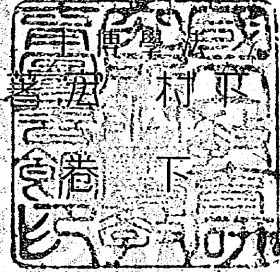
K230.31

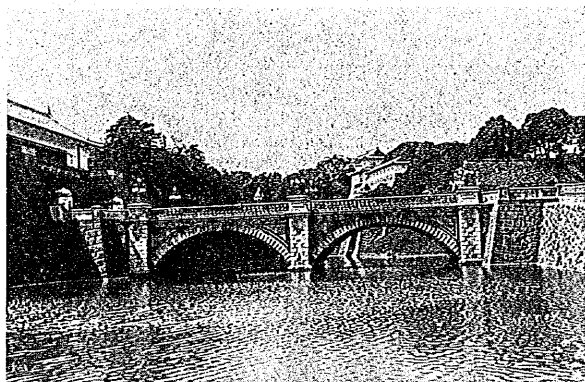
26

2



女子公民教科書





城 宮

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝
國ヲ摩造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德
ト茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎
順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖
宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ
分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ

憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御 名 御 璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	伯爵	黑田清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷從道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有禮
遞信大臣	子爵	榎本武揚

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克服シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ擇ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ

分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖國ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御 名 御 璽

昭和八年三月二十七日

各 國 務 大 臣 副 署

緒 言

- 一、本書は文部省の公民科教授要目に準據し高等女學校女子實業學校等女子中等學校の公民教科書として編纂したものである。
- 一、時勢の進運に伴ひ公民たる女子の自覺と其の天分の養成とには特に適切ならしむるやう意を用ひたのである。
- 一、權利義務の主張、營利經濟の理論にのみ偏せず、又修身道德の一方にのみ片倚らずよく修身、國語、歴史、地理、數學、家事等に連絡を保ち教授の實際に則するやう調和統一に心を用ひたのである。
- 一、成丈多端の事項を容易に確實に學修せしめ且つ興味の起るやう力めて生徒の實際生活に關係を保ち幾多の統計等を引用して了解を便ならしめたのである。

緒

言

一、公民教育上法制經濟及び道德の知識を與へ社會生活國家生活に對する立憲自治遵法の精神を養ふは勿論更に一步進みて報本反始國體觀念の徹底に特に意を盡したのである。

昭和九年十月

著 者 識

新制 女子公民教科書 下卷

目 次

第一章 國 家	一
第一課 國 家	一
第二課 國體と政體	三
第三課 我が國家	五
第二章 皇室と臣民	八
第三章 立憲政治	八
第一課 立憲政治	八
第二課 帝國憲法	〇
第三課 日本臣民	四
第四章 帝國議會	六

第一課	帝國議會	一六
第二課	帝國議會の活動	一七
第三課	帝國議會の権限	一八
第四課	政治道德及び婦人参政權	一九
第五課	政黨と輿論	二〇
第五章	國務大臣・樞密顧問	二一
第一課	國務大臣	二二
第二課	樞密顧問	二三
第六章	行政官廳	二四
第一課	行政官廳	二五
第二課	中央官廳	二六
第三課	地方官廳	二七
第四課	官吏	二八
第七章	國法	二九

第八章	裁判所	三〇
第九章	國防	三一
第一課	國防	三二
第二課	兵役	三三
第三課	我が國の軍備	三四
第十章	國交	三五
第一課	國交	三六
第二課	國際法	三七
第十一章	財政	三八
第一課	財政	三九
第二課	租税及び官業收入	四〇
第三課	公債	四一
第十二章	我が國の産業	四二
第一課	我が國の産業	四三

第二課	我が國の貿易	101
第三課	資源開發	104
第十三章	人口と國土	108
第十四章	社會改善	113
第一課	社會問題	113
第二課	社會政策	116
第三課	社會事業	119
第十五章	世界と日本	123
附錄		129

— 目次 終 —

新制女子公民教科書 下卷

法學博士 下村 宏 著

第一章 國家

第一課 國家

一人類と國家 人類の本性として單獨で生活をする事は出来ない。必ず共同生活により有無相通ぜねばならぬ。人類の共同生活の様式は種々あるが、その中最高にして最も完全に整備せるものは國家社會である。世界二十億の人類中少數の野蠻人を除きては何人もこの團體に屬しないものはない。家も市町村も府縣もすべて國家なる大團結に綜合

アリストテレス曰く
人は社會的動物なりと
社會の一層進歩せるも
のは國家なりと。

統一せられ、その統制の下に存立する。國家生活により吾等の生命財産の安全が保證せられ、今日の文化生活を見るに至つたのである。人類は國家生活の中にありて、始めて安全幸福なる文化生活を營むことが出来るのである。故に人生の完成は國家生活の完成である。

二 國家の要素 國家は一定の地域を基礎とし唯一固有の統治權によつて支配せられる人の團體である。故に國家の成立には、統治權・領域・國民の三要素を必要とする。

(イ) 統治權 統治權は主權又は國權と稱し、國民全體を支配統治する權力にして、最高唯一の權力であり、他國に對しては自國の獨立尊嚴を保つ權力である。

(ロ) 領域 領域は人民の定着せる場所にして、統治權の絕對に行はるる地理的範圍である。この領域内にある者は、そ

統治權が完全に自國に行はれぬ國もある。即ち自衛權や外交權を他國に委ねたもので完全の國家とは云へない。

國家は一定の領域を基礎とする點に於て社會と異なる。

の國の國民でなくともその國の統治權に支配せらるるのである。領域は土地の外、海も空も含んでゐるのである。

(ハ) 國民 人民とも言ひ、吾が國の憲法では臣民と言つて居る。統治權に絕對無限に服従すべきものにして、たとへ他國に住しても、本國の統治權に従はなければならぬのである。

第二課 國體と政體

一 國體 國體とは統治權が何れにあるかと言ふ國家の根本組織のことである。統治權を總攬する者の何人なるかはその國の歴史・風俗・習慣・宗教・道德等、建國の精神に基づきて決定され、世界各國を通じて必ずしも一定してゐない。國體の別は次の如くである。

(イ) 君主國體 特定の一入たる君主が統治權を總攬するも

君主國體の統治權者は血統によつて世襲するものが常である。

他國に居住せる時其土地の統治權と本國の統治權と其作用に重複を來たす事あり、これらの場合の準繩として國際慣例並に法規がある。

領土の廣狹には關係はない。かの面積八方哩にすぎないモナコ侯國も一獨立國である。

領海は沿岸より三海里とせられてゐるが六海里を主張するに至つた。

猶本人の如く一定の領土なきものは民族團結あつても國をなさぬ。租借地委任統治區域も統治權の行はるる所である。

ので血統によりて世襲するを常とする。吾が國體はその代表的ものである。

(ロ) 民主國體 人民全體が統治權を總攬するもので、團體としては統治權者であるが、個人としては服従者である。米獨佛支那等はその例にして又共和國とも言ふ。大統領は人民の委任を受けて統治權を行使するのである。

ニ政體 政體とは統治權が如何なる形式で行はれるかを標準として見たる國家の様式で、即ち政治の仕方である。政體の別は次の如くである。

(イ) 立憲政體 統治權の行使が憲法によりて行はるる政體にして、その作用を立法司法行政の三種に分ち、各別個の機關によりて各機關互に相侵することなく行使される、立法機關は國民選出の議員による事が其の特徴にして、世界の

民主國體では國民の選舉した大統領に統治權を委任するが通例である。

伊太利、勞農露西亞、獨逸の如きは憲法あれども事實は專制の如き獨裁政治を行つてゐる。

文明國はすべて立憲政體を採用してゐる。

(ロ) 專制政體 憲法を有せず、統治權の行使に一定の様式がなく、統治權者の獨裁專斷を以て政治を行ふ政體である。

國體と政體とは嚴重に區別を要する。我國は君主國體にして天皇なければ國家は成立しない。政體の立憲であるか專制であるかは統治權行使の便利上設けられたものにして我國は明治天皇の欽定憲法により立憲政體により統治權が行使せられる。

第三課 我が國家

一 我が國家 我が國は神代の昔から君主國體であつて、萬世一系の天皇これを統治し給ふことは、帝國憲法第一條に規定せられてゐる。我が國は君臣同祖皇室中心の國であつて、皇統連綿天壤無窮であることは天孫降臨の詔に淵源し、天皇

國體の變更即ち統治權者の變更はその國家の滅亡であるが、政體の變更は時勢によつて、統治方法をかへるにすぎない。

原權、授權、委任
我が天皇は國家建立に始まりたる御位であるが、英國・白國皇帝等は憲法によつてその地位を得たものであり、米・佛大統領等は國民の委任によりその地位

天祖の神勅

豐葦原千五百秋之瑞穗國是
吾子孫可王之地也宜爾皇孫
就而治焉行矣資祚之隆當與
天壤無窮者矣

が最高絶對の統治權者たるの信念は、建國の當初から定まり、代々子孫に相傳へ、君臣和樂忠孝一致、以て萬邦無比の國體となつたのである。

我が國はもと專制政體であつたが、明治天皇の御勅慮により明治二十二年帝國憲法を制定せられ、翌二十三年帝國議會を召集し、國民には國政參與の途を開き、立憲政體はここに確立せられ、立憲君主國となつたのである。

我が領土は内地の外、臺灣樺太朝鮮を包含し、尙租借地として關東州があり、委任統治地域として裏南洋諸島がある。

我が國は皇室を中心として發展したる大和民族の建設し

を得たもので、我が國とは全然趣を異にしてゐる。

資祚
天皇の御位を云ふのである。

領 域	
明治五年	三萬餘方軒
昭和九年	五萬餘方軒
臣 民	三萬餘人
明治五年	三萬餘人
昭和五年	五萬餘人
内地	三萬餘人
樺太	三萬餘人
臺灣	三萬餘人
朝鮮	三萬餘人
關東州滿鐵付屬地	三萬餘人
南洋統治區域	三萬餘人
計	三萬餘人

たところである。國民は忠君愛國義勇奉公の精神に富み、新領土の人民を同化し、國體の精華を宇内に發揚してゐる。我等はこの尊き日本に生れたることを喜び感謝すると共に、奮勵努力、我が國運の發揚につとめねばならぬ。

第二章 皇室と臣民

一天皇 萬世一系の天皇が大日本帝國を統治し給ふことは、天祖の神勅により定またる建國以來の事實にして臣民の堅き信念である。君臣の分は國初より明らかである。憲法はただこれを明記されたので、天祖開國以來皇統一系寶祚の隆盛は、天地と共に窮りなく、歷代の天皇は臣民を赤子として愛撫したまひ、臣民は天皇を慈父として敬慕し奉り、義は君臣の如く情は父子の如き、誠に我が國體の精華といふべきである。

統治權の主體たる天皇の御意思は大日本帝國の意思であつて、絶對最高のものである。故に臣民は絶對無限にこれに

憲法第一條	
「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」	
皇室典範第一條	
「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」	
建國歴史表	
日本	天皇 (昭和九年)
英國	王 三九
米國	大統領 二五
和蘭	王 二八
白耳義	王 二五
伊太利	王 三三
佛國	大統領 三三
支那	大統領 三三
獨逸	大統領 三三
滿洲	皇帝 一五

服従しなければならぬ。又天皇の行爲に對しては、政治上法律上何等責任を負はせられる事はない。これを天皇の不可侵權と言ひ、憲法第三條に、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスとあるは、この精神を成文にしたのに過ぎないのである。

二天皇の大權 天皇は國家の元首にましまし、國家活動の源泉は皆悉く天皇より出て、萬機の政務はすべて天皇の統一し給ふところであるから、如何なる形式を以て統治權を行はせられるも自由であるが、天皇は必しも一切の國務を親裁せられない。憲法は帝國議會及び裁判所を設けて立法及び司法の機關とすると共に、天皇は國務大臣の輔弼により特に親裁し給ふ國務の範圍を規定してある。

天皇の親裁し給ふ統治權の作用を、天皇の大權と言ひ、憲法に明記されてあるのは左の事項である。

(一) 立法に關する大權

(イ) 帝國議會の召集開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずる權

(ロ) 帝國議會の會期延長及び臨時會期を定むる權

(ハ) 貴族院の組織を定むる權

(ニ) 法律の裁可及びその公布執行を命ずる權

(ホ) 緊急勅令を發する權

(二) 行政に關する大權

(イ) 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免する權

(ロ) 命令を發し又は發せしむる權

(ハ) 爵位勳章及び其の他の榮典を授與する權(榮譽大權とも言ふ)

緊急命令は公共の安全を保持し、災厄を避くる爲め緊急を要するも、帝國議會開會の爲めこれにまつ暇なきとき、發令せらるる法律に代るべき命令にして、後日帝國議會の事後承諾を求むるものである。

行政命令

法律を執行する手續又法律と獨立に發せらるるもの等である。

(ニ) 宣戰講和及び條約締結の權

(ホ) 財政上必要なる時緊急處分をなす權

(三) 司法に關する大權

(イ) 大赦特赦減刑及び復權を命ずる權

(四) 軍事に關する大權

(イ) 陸海軍統帥權

(ロ) 陸海軍の編制及び常備兵額を定むる權

(ハ) 戒嚴宣告の權

(五) 其の他の大權

(イ) 戰時又は國家事變の場合臣民の權利義務に關する憲法の條規にかかはらず統治權一切の行動をなす權(非常

大權といふ)

(ロ) 憲法改正の發議權

戒嚴
國家の憲法を停止し司法行政の一部を軍事處分に委ねることである。

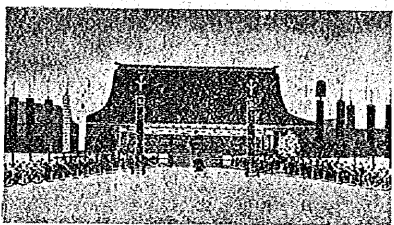
三 詔勅上諭 天皇の御意は文書によらるる場合と然らざる場合とがある。詔勅は文を以て發し給ふ場合で、その内詔書は皇室の大事を宣誥し、大權施行の勅旨を宣誥するため發せられるものである。勅書は文書により發せられる勅旨で、宣誥しないものである。何れも御名を親署の後御璽又は國璽を鈐される。勅語は文書によらないものである。上諭は法律勅令國際條約豫算等公布せられる時に附せられる公式文書であつて、必ず國務大臣の副署を要するのである。

四 皇位繼承 皇位は天皇の御位で萬世一系これを祖宗にうけ子孫に傳へ給ふもので、立國の大本開闢以來不變の大原則である、これを皇位繼承と言ふ。皇位繼承の起るは天皇崩御の時のみで、崩御と共に直ちに皇室典範の規定により、皇男子子孫これを繼承し、踐祚して天皇となり、祖宗の神器を受け給

詔勅中教育勅語、戊申詔書、國民精神作興詔書等は國民生活を御軫念の餘り御出しになつたものである。

踐祚の儀
イ、賢所大前の儀
ロ、皇極殿の儀
ハ、神威の儀
ニ、朝見の儀
踐祚と即位
踐祚は先帝崩御の時に起る。即位の禮は諒闇の後、京都にて行はせらるる。

ひ、元號を立てられ、一世の間再び改められない。



即位の大禮

即位の大禮は天皇が皇位に登り給へることを、祖宗に告げ天下萬民に宣し給ふ儀禮で、大嘗祭と共に諒闇明けの後秋冬の交、京都で行はせられるのである。皇位繼承の順序は祖宗の皇統であつて、男系の男子のみこれを繼承せられ、その順序は皇室典範に定めてある。その第一位に皇嗣とならせ給ふのは、嫡出子の皇長子である。

五 攝政 天皇の大權は天皇親らし給ふのが原則であるが、時に親政の不能の場合があるから大權を行ふ制度として攝政を置く場合がある。

元號
孝德天皇が元號の始まり、明治以前は御一代中に何回も御かへになつた事があるが、明治元年（西暦一八六八年）に御定めになつたのである。

皇太子皇太孫
儲副たる皇子を皇太子と稱し、皇太子あらざる時は儲副たる皇孫を皇太孫と稱する。

天皇には讓位は絶対にない。

(イ) 天皇が未だ満十八歳に達せられない時は、當然一定の順位にあるものが攝政になるのである。

(ロ) 天皇が久しき故障で、大政を親らし給ふこと能はざる場合は、皇族會議、樞密顧問の議を経て、攝政を置くのである。

詔書

朕久シキニ互ルノ疾患ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハザルヲ以テ皇族會議及ビ樞密顧問ノ議ヲ經テ皇太子裕仁親王攝政ニ任ス茲ニ之ヲ宣布ス

御名 御璽

攝政 名

大正十年十一月廿五日

宮内大臣 子爵 牧野伸顯
内閣總理大臣 子爵 高橋是清

攝政となる資格は成年以上の皇族に限り、その順位は皇室典範に定められ皇位繼承の順位である。若し皇族男子がないか又は成年に達しないときは、皇族女子も攝政となるのである。

名のつぎに攝政御名を署せらるる外、親政と何等異るところ

天皇、皇太子、皇太孫は満十八歳を以て成年とするのである。

天皇の名に於ては天皇に代つてと云ふに等しく、決して統治權が天皇から攝政に移つたと云ふことではない。

なく、唯憲法と皇室典範は攝政を置く間變更が出来ないだけである。

六 皇室典範 皇室御一家の法であつて、帝國憲法と同時に制定せられたのである。發布以來二回増補せられた。皇室典範は皇室内部の家法ではあるが、皇室と密接不離の關係にある我が國に於ては、又國家の根本法である。皇室典範の改正は皇族會議と樞密顧問に諮詢して勅定せられるので、帝國議會の議は經ないのである。

七 皇室及び皇族 天皇監督の下に天皇を家長とし、皇族を家族とせる御一家を皇室と言ふのである。天皇以外の太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を皇族と言ひ、天皇につき尊貴の方として、臣民の列にはないのである。其の御身分は出生と婚姻とに

憲法と皇室典範とは國家の二大法典である。皇位繼承、攝政に關する規定は國體に關する重要法規である。

皇族には姓氏はなく、宮號を宣旨されるが家名ではない。

王は勅旨又は請願により臣籍に下ることが出来るのである。

皇室の費用は皇室特別財産より生ずる收入によつて支出せられ、又國家は國費中より一部を支出するのである。

よつて生ずるのである。

皇族は皇位繼承攝政貴族院議員たる特權を有せられ又皇族會議を組織せられるのである。

ハ皇室と臣民 我が國は建國以來皇室を中心とした君臣同祖の國家で、皇室は臣民の宗家であり、臣民はその分家後裔である。故に萬古不易の皇室を離れて國家なく國家と皇室と臣民とは一體であつて、皇室の御繁榮は國家臣民の繁榮幸福である。以て忠孝一本萬邦無比の國體として、無窮に垂れてゐるのである。かく皇室と臣民の關係は義は君臣情は父子の如くて、單に統治者と被治者の關係のみではない。皇室の大事は同時に國家の大事、臣民の大事であつて、皇室の御祖先の重要な御祭は國祭日として臣民全般の祭典である。「民の富めるは朕の富めるなり」との御言葉の如く、歴代の天皇は

天皇の御親政を見ない
武門政治の時代でも、
皇室が國家中心たるこ
とを忘れしことなく、
常に尊嚴の焦點にあら
せられた。

臣民の心を以て御心となし、臣民を愛撫し給ひ、臣民は天皇の御心を以て心とし、よく奉公の誠を致したことは、我が國史上に光輝あることで、古今東西を通じて他に比類がなく、これが我が國體の精華である。我等はよくこの意を奉體して、皇恩の萬分の一にも報い奉り、この國體を永遠に擁護しなければならぬ。

第三章 立憲政治

第一課 立憲政治

一 立憲政治の意義 國家はその生存發達を維持する爲めに獨立を確保し、安寧秩序を維持し國民の幸福をはかる等種種の活動をする。これが政治である。政治即ち統治權を行ふために憲法を制定し、立法行政司法の三大作用に分ちて、各獨立の機關に參與せしめ、相互に侵すことなからしめる組織が立憲政治である。

二 立憲政治の由來 立憲政治は英國に發達したものを、佛國のモンテスキューが研究して歐洲大陸に傳へて以來、佛國米國に採用せられ、漸次世界各國に普及し、終にすべての文明

モンテスキュー氏
一六八九—一七五五
三權分立論を大成した
佛國の哲學者である。

國に共通の制度となつたのである。その内容に至つては各國は各事情を異にしてゐるから一樣ではないが、何れも國民の意思を尊重する政治であることは一致してゐる。故に一名輿論政治とも言つてゐる。

≡ 立憲政治の特徴 立憲政治の特徴は左の通りである。

(イ) 憲法に據る政治たること 統治權者の獨斷專行によることなく、政治は必ず原則を定めた憲法によつて行はれることである。

(ロ) 三權分立主義によること 統治權の作用を立法司法行政の三つの獨立した機關に分擔させ、互ひに他を制して獨斷專行に流れしめず、公明正大な政治を行ふことである。

(ハ) 代議政治の形式を採ること 全國民の希望を知る爲めに代議制度を設けて議會を組織させ、國政に民意を參與せ

公正なる政治は權力濫用の處に無し、專制を防ぎ三權よく節制するにありと考へたのである。然し日本の三權は大權を中心として諸政の圓滿を計る點に於て異なる。

憲法の必要
人の國家生活をなすためには、その國家組織の根本たる國體を明らかにし、政體を規定して團體生活の秩序を定めねばならぬ。この規定が憲法であつて、之により始めて團體員の生活が整ひ發展が遂げらるるのである。

しめる政治である。

四日本の立憲政體

我が立憲政體は三權分立を根本方針とし、立法權は帝國議會の協賛によつて行はれ、行政權は各國務大臣が政府を組織し、天皇を輔弼し又命を奉じて行使し、司法權は天皇の名に於て裁判所これを行ふのである。此等三



明治天皇

權はすべて天皇の總攬し給ふところに於て、國家統治の爲めに特に設けられた天皇統治の機關である。かくて三權は各獨立機關としての機能をつくすと共に、圓滿統一をはかりつ

つ立憲政治の理想を發揮するのである。

第二課 帝國憲法

一帝國憲法

憲法は國家組織の根本乃ち國體と統治の形式乃ち政體を定めた法である。憲法には廣狹二の意義があり、廣義のものは國家の根本法を言ひ、すべての國家が有するもので、成文不文を問はないのである。狹義のものは立憲政體の國にのみ有するもので成文である。普通に憲法とはこれを指すのである。その制定の仕方によりて欽定憲法協約憲法民定憲法等の區別がある。

二帝國憲法制定の由來

大日本憲法は明治天皇が國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ給ふ大御心から、建國の精神に基き親しく制定し給ひ、明治二十二年三月十一日紀元節の佳辰を卜し、萬民歡呼の中に發布し給うた模範的欽定憲法にして、外國の憲法とは全然その趣を異にしてゐる。これにより祖宗より承けられた大權の一部に臣民の參與を

憲法制定順

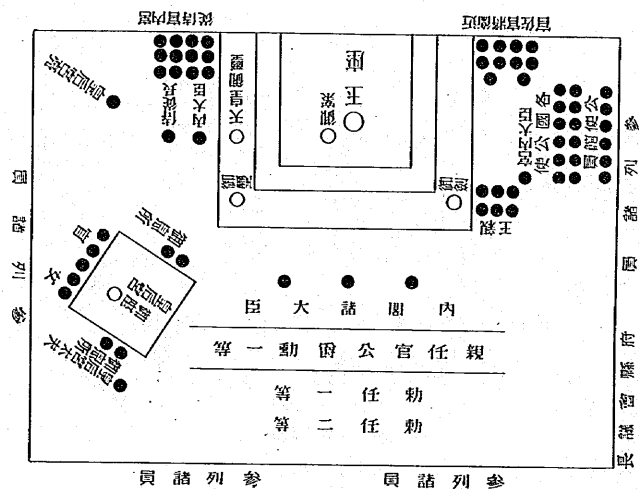
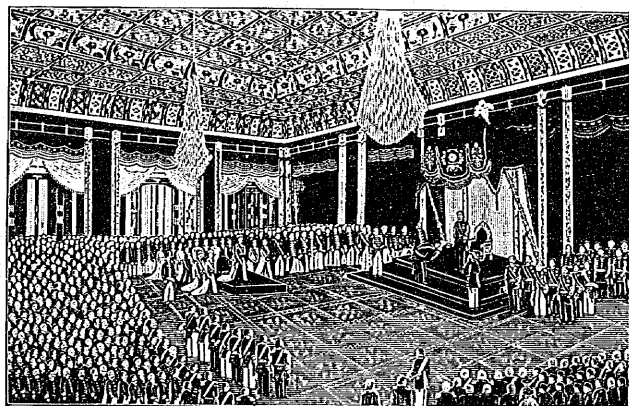
- 一、英國
- 二、合衆國
- 三、佛蘭西
- 四、白耳義
- 五、プロシア
- 六、日本
- 七、ソウエスト・ロシア

憲法の種類
欽定憲法、主權者の意志によつて成立したものである。日本の憲法。協約憲法、人民と主權者との協定によつて出来たものである。英國の憲法。
民定憲法、國民の意志によつて成立したものである。佛米國の憲法。

許され、更に萬民の權利義務を確保されたのである。

古來我が國は專制政體であり、時に政權の武門其他に移つたこともあつたが明治維新王政復古と共に明治天皇は明治元年三月十四日五ヶ條の御誓文を下し給ひ、その第一に、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシと宣せられ、次に明治八年元老院を設けて立法に參與せしめ、大審院を置きて司法の基を定められ、明治十一年府縣會を開き、我が國最初の民選議會により輿論採用の途を開かれたのである。明治十四年には明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔が下り、明治十五年參議伊藤博文を歐洲に派遣して諸國の憲法を取調べさせられ翌年歸朝後博文を長官とし、憲法制定の立案にかからせ給ひ明治二十一年新たに樞密院を設け、天皇親臨の上憲法案を諮詢審議し給ひ、翌二十二年發布、其翌明治二十三年

憲法發布の式



帝國議會の召集を見るに至つたのである。

三 憲法の效力 憲法は國家最高の根本法典であるから、法律命令や皇室典範によりこれを變更することの出來ぬ千載不磨の大典である。國體は確固不動絶對不變であるが、政體に關しては時の進運に従つて條章の改定を要することがある。萬一かかる時は天皇自らの御發議により之を議會に付し、議會は憲法の規定によりてこれを議決する外、何等の變更を加へることは出來ない。これ欽定憲法たる所以である。

四 憲法の運用 帝國欽定憲法の如き善美の法典も、これを運用する國民の知識と道徳とに缺くる處があつては、憲政有終の美を望むことは出來ない。憲法發布の勅語にも、朕我力臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シと仰せられ

憲法改正
兩議院は各々總議員の
三分の二以上出席し、
その三分の二以上の協
賛を要するのである。

である。我等臣民は益々立憲自治の國民たる自覺を高め、人格を修養し、健全なる輿論を喚起し、謹んで大御心に答へ奉らねばならぬ。

第三課 日本臣民

一 臣民の意義 臣民は國家構成の一要素にして、統治權に絶對無限に服従すべきものである。日本の國家は日本臣民によりて構成せられ、臣民の生命財産は又國家によりて保證されるのである。日本臣民たる要件は國籍法により次の如く定められてある。

- (イ) 父母が日本人又は父が日本人なること。
- (ロ) 父が知れないか又無籍人のとき、母が日本人なること。
- (ハ) 日本に生れて父母共に知れざるか無籍人なるとき。
- (ニ) 外國人が日本人の妻へ入夫又は養子となりしとき。

國籍法
臣民たる資格を國籍法といひ、戸籍法により國家の臺帳に登録保管されてある。

(ホ) 外國人が國籍法の條件を備へ歸化したるとき。

二 臣民の權利 臣民は統治權に服従することによりて完全なる保護を受け、又憲法に定むる權利を與へられるのである。

- (一) 參政權 天皇の大權行使を翼賛し奉るために臣民に附與せられた權利である。
- (イ) 一定の資格に應じ文武官其他の公務に就任する權。
- (ロ) 衆議院議員を選舉し、又はこれに選舉せらるる權。
- (二) 自由權 法律によるの外、積極的消極的に命令又は強制を受けない權利である。
- (イ) 法律の範圍内に於て、居住移轉の自由を有する權。
- (ロ) 法律によるに非ずして、逮捕監禁、審問處罰を受けざる權。
- (ハ) 法律に定むる場合の外、住所へ侵入せられ及び搜索せら

帝國臣民とは日本に國籍を有する者全部で、大和民族であると新附の同胞であると問はないのである。

自由權とは憲法二十二條から二十九條までに規定せられてあるものである。
然し此等は何れも「法律ノ範圍内ニ於テ」と「法令ノ外ニ」とか何れも條件が加へられてあるから、絶對自由とは大いに趣きを異にする。

れざる權。

(ニ) 法律に定むる場合の外、信書の秘密を侵されざる權。

(ホ) 法律によるの外、所有權を侵されざる權。

(ヘ) 安寧秩序を妨げず義務に背かざる限り、信教自由の權。

(ト) 法律の範圍内にて、言論著作印行集會及び結社自由の權。

(三) 請求權 法律により積極的に國家に行爲を請求する權利である。

(イ) 法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權。

(ロ) 相當の敬禮を守り一定の方式に従ひ請願をなす權。

≡ 臣民の義務 臣民は統治權に服従すべき義務を有するものであるが、憲法には特に二つ重大義務が定めてある。

(イ) 法律の定むるところによる兵役の義務。

(ロ) 法律の定むるところによる納税の義務。

又法律によらずして自由權を侵されることもある、即ち公共の安寧秩序を保持し臣民の幸福を増進する場合の如き、或は戦時國家事變の場合の如きは、大權を以て制限を與へらるるのである。

集會結社

集會は一時的で、結社は永続的團體である。

請願權

天皇及び貴衆兩院に請願する權利である。

この二つは國家の存立に缺くことの出来ない、兵力及び財力の基礎をなす臣民の重大義務であると共に、又光榮ある權利である。

帝國が列強と伍して獨立を維持し國威を宣揚するには國防を充實せねばならぬ。これ國民皆兵主義を採りし所以である。

權利と義務
兩者は別々のものでなく相對的のもので、權利であるものは必ず義務である、彼の選舉權の如きも之を行使するは權利であると共に、又義務である。

第四章 帝國議會

第一課 帝國議會

一 帝國議會の組織 帝國議會は憲法に定められたる統治機關にして、帝國臣民が立法權に參與し豫算を議定するものである。

議會の性質
國法上天皇の機關であるが、政治上國民の代表機關である。

である。

帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て構成せられてゐる。法律案の提出上奏建議請願受理院内諸規則制定議員の資格審査及び懲罰等は兩院別々になし得るが、その他の事項はすべて兩院の議決が一致した時始めて議會の議決となるのである。兩院制度は社會の各階級を代表し、議案の審議を慎重にし、兩院互ひに牽制して専横を制し中正を保つことを目的としてゐる。故に何人も同時に兩院の議員たることは出来ないものである。

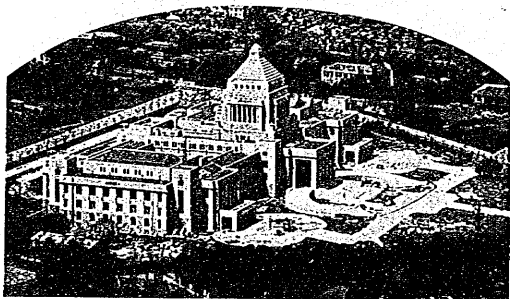
＝貴族院の組織＝ 貴族院は貴族院令の定めるところにより左の議員を以て組織せられる。

- (イ) 皇族 成年に達せられた男子の方で任期は終身である。
- (ロ) 公侯爵 滿三十歳に達したる者で任期は終身である。

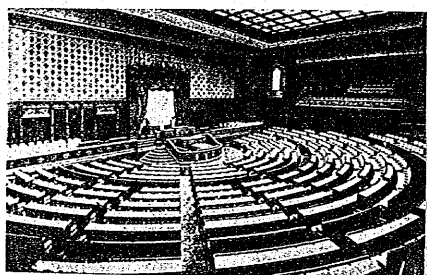
兩院制度の長所

- 1 一方で發見しなかつた短所も、他方で見付けて國務を慎重に議する。
- 2 兩院相互に牽制して一院の専横を防ぐ。
- 3 一方と政府と衝突のとき他方が緩和調停し、進行を円滑にする。

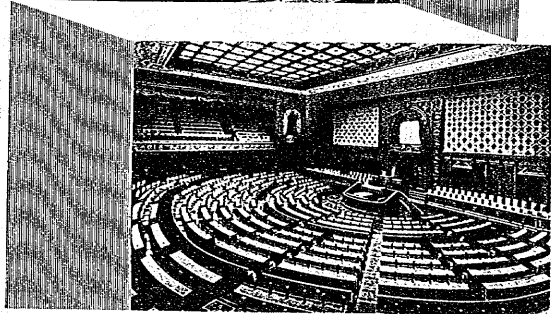
國會議事堂



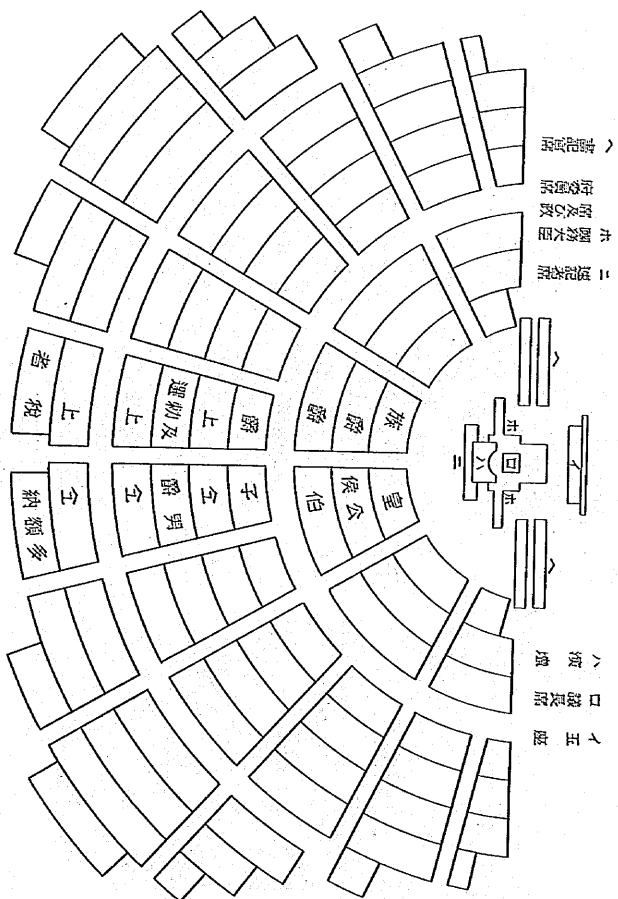
貴族院の内部



衆議院の内部



部内場議院族貴



(ハ) 伯子男爵 満三十歳以上の者で同爵中より互選せられる任期は七年である。

(ニ) 勅選議員 満三十歳以上の者で國家に勲勞あり、又は學識ある者より勅任せられた男子で任期は終身である。

(ホ) 學士院議員 満三十歳以上の同會員中より互選せられた者任期は七年である。

(ヘ) 多額納税議員 満三十歳以上の男子で、北海道及び各府縣の多額納税者百人中より一人、又は二百人中より二人を互選し勅任されし者で、任期は七年である。

≡ 衆議院の組織 選舉法の定むるところにより國民全體から、公選せられたる議員より組織され任期は四年である。

(イ) 選舉權 從來納税資格の制限はあつたが、今は帝國臣民たる男子で、年齢二十五歳以上の者は選舉權を有する。

貴族院議員數	
皇族	(昭和八年八月)
公卿	一五七
伯子男爵	一〇三
勅選	六六
學士院	一六
多額	四〇
計	四〇六

普通選舉法
大正十四年五月五日公布
從來は直接間接十五回
つぎに十四最後に三回
の制限があつたが、改
正法はこの納税資格を
撤廢したのである。

(ロ) 被選舉權 帝國臣民たる男子で年齢三十歳以上の者は被選舉權がある。

(ハ) 選舉の方法 全國を一定の選舉區に分ち、各區内の選舉權者により定數の議員を選舉せしめる。選舉人は當日自ら投票所に行き、選舉人名簿の對照を経て投票用紙を受け取り、自分の名を記さず、候補者中の一名を記入投票する。單記無記名式である。投票の結果法定數以上にして投票數の多かりし者より、順次定數まで當選人とするのである。當選人が選舉長から當選通知を受けた時は、二十日以内に諾否を届出でねばならぬ。若し怠るときは當選を辭したものといふ。

選舉權には次の如き例外がある。

(一) 選舉權及び被選舉權なきもの

この爲め昭和三年第一次普通選挙に有権者三百一十一萬二千二百餘人、即ち四倍に増加した。女子の参政權については、第四章第四課を参照。

立候補者制度
候補者出るとき金二千圓を供託せねばならぬ。之れ不眞面目なる候補者の濫用を防ぐ爲めである。

法定數
有効投票總數を區内議員數で除した數の四分の一以上。

代議士
普通代議士とは衆議院議員を指してゐる。貴族院も國民代表であるが、一定の身分を基礎とするから保守的であり、四年毎に代る衆議院の如く民意を代表しないからである。

(イ) 禁治產者及び準禁治產者

(ロ) 破產者にして復權を得ざる者

(ハ) 貧困に因り生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受ける者

(ニ) 一定の住居を有せざる者

(ホ) 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者等

(ヘ) 現役兵又は召集中の軍人等

(ト) 華族の戸主

(二) 被選舉權のみなきもの

(イ) 選舉事務に關係ある官吏及吏員(但しその關係區域内において)

(ロ) 在職の一定の官吏(宮内官、判事、檢事、法務官、行政裁判官、會計檢査官、收税官、吏警察官吏等)

(ハ) 歸化したる者

(三) 議員を兼任することの出来ないもの

(イ) 一般事務官吏及び待遇官吏

(ロ) 貴族院議員と衆議院議員とはお互に同時に兼ねることが出来ない

(ハ) 道府縣會議議員は衆議院議員を兼ねることは出来ない
選舉を行ふには全國を多數の選舉區に分ち、一區から三人乃至五人を選出することになつてゐる。この現行の方法に對し、大選舉區制比例代表法等の改正の意見が高くなつてゐる。

第二課 帝國議會の活動

一 召集開會閉會 帝國議會は常置機關でなく、憲法により毎年召集せらるるもので、これを通常議會と言ひ、その會期は

比例代表とは候補者中より當選を希望するものの氏名を順位を付して選舉し、既に甲が當選の票を順位により移譲し、一人にて二分三分入分とあまりに多くの投票を占むる事なく、投票に無駄なく流用の道を開けるもの。

召集は開會期日より四十日以前にしなければならぬ。

三ヶ月である。必要があれば勅命により會期を延長することが出来る。又臨時緊急の必要あるときは臨時議會を召集せられる。衆議院が解散せられたときは三十日以内に總選舉を行ひ、五ヶ月以内に臨時議會を召集しなければならぬ。議會が成立すれば天皇は開會を命ぜられ、開院式を行ひ、議會は活動を始める。會期終了のとき天皇は閉會を命ぜられ、閉院式を行はせられるのである。

衆議院議長
政府與黨又は多數黨を中央に、反對黨其他を左右後方に配するものが例となつてゐる。

解散年月日	内閣	解散事由
明治三三	松方	建艦費其他否決
同 三三	伊藤	對外硬、官紀振肅
同 三三	伊藤	失政上奏案
同 三三	大隈	増税案否決
同 三三	伊藤	内閣不信任案
同 三三	桂	海軍擴張費源否決
同 三三	桂	對露外交彈劾奏答文
大正 三三	大隈	朝鮮將帥案否決
同 三三	寺内	内閣不信任案
同 三三	寺内	普通選舉法案
同 三三	原	內閣不信任案
同 三三	田中	內閣不信任案
同 三三	大隈	與黨少數
同 三三	大隈	與黨少數

二 停會休會解散 會期中天皇より議會の停會を命ぜらるゝこともあり、各議院に於て休會をなすこともある。解散は衆議院に對してのみ行はれるもので、任期満了前に議員全部の任を解くのである。此の

時は貴族院は停會となるのである。政府と議會が衝突したときには國務の圓滿なる遂行を見ることは出来ぬから天皇は内閣の更迭か衆議院の解散か、何れかその一方を選び給ふのである。

≡帝國議會の議決 議事を開くには各院とも總議員の三分の一以上出席しなければならぬ、これを定足數と言ふのである。議事は出席者の過半数にて決し、可否同數のときは議長が決するのである。會議は一定の規則により公開して男女を問はず傍聴を許すのが原則であるが特別の場合には秘密會とすることも出来る。

法律案を議決するには三議會を経なければならぬ。兩院の議決が一致して始めて議會の議決となるのである。

第三課 帝國議會の權限

解散を命ぜられた時は
解散の日より一ヶ月以
内に總選舉を行ひ、五
ヶ月以内に議會を召集
せねばならぬ。
明治二十四年十二月松
方内閣の第一回解散より
昭和七年一月二十日大
隈内閣の解散まで、十
に前後十四回の解散があつた。

一議會の權限 議會が國家の活動に參與するには、協賛と承認の二作用がある、何れも天皇が附與し給うたものである。
(一)立法上の權限 法律は帝國議會の協賛を経る事を要する。

法律の原案は政府及び貴衆兩院何れからでも提出する事が出来る。提出されたものは議決法により議決され、兩院議決が一致し、天皇の御裁可により御名御璽を捺され大臣が副署し、一般國民に公布せられ有效となるのである。緊急勅令を發したるときは次期の議會に之れが承諾を求め、議會が承諾を與ふれば效力を持続し、承諾を與へざるときは將來に向つて其の效力を失ふのである。

(二)財政上の權限 國家の歳入歳入については、政府は毎年豫算を編成し帝國議會の協賛を経なければならぬ。豫算

憲法第五條「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」とある。

協賛と承諾
協賛は議會が國家の行為に同意することである。
承諾はすでにあつた事を議會が承認することである。
緊急勅令の承諾の如きその例である。

は先づ衆議院に提出することを要する。これを衆議院の豫算先議權と言ふ。若し議會が豫算を議定せず豫算不成立のときは前年度の豫算を實行する。緊急財政處分をなしたる時も後日議會で承諾を求めなければならぬ。國債を起したり豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすにも議會の協賛を経なければならぬのである。

(三)各議院獨立の權限 各議院は別々に法律案の提出上奏、建議質問請願の受理院内規則の制定議員の資格審査議員の懲罰等をなすことが出来る。

二議員の權利義務 兩議院の議員は質問發議發言表決の自由及び身體の自由併びに歳費旅費を受ける權利を有すると共に又召集に應じて出席せねばならぬ義務がある。

第四課 政治道德及び婦人參政權

上奏 上奏案が可決すると議長は天皇に詔を請ひ文書は勅語奉答文の如き儀禮上のものと、國務大臣彈劾の如き政治上のものとなる。後者の場合法律上の效果は薄いが政治上には重大の結果を起すことになる。

質問 議員の質問に對して國務大臣は答辯の義務がある。内治・外交諸般の施設について、議員の質問に對する國務大臣の應答は毎議會最も注目されてゐる。

一政治道德 立憲政治は選舉により國民の理想を議會に

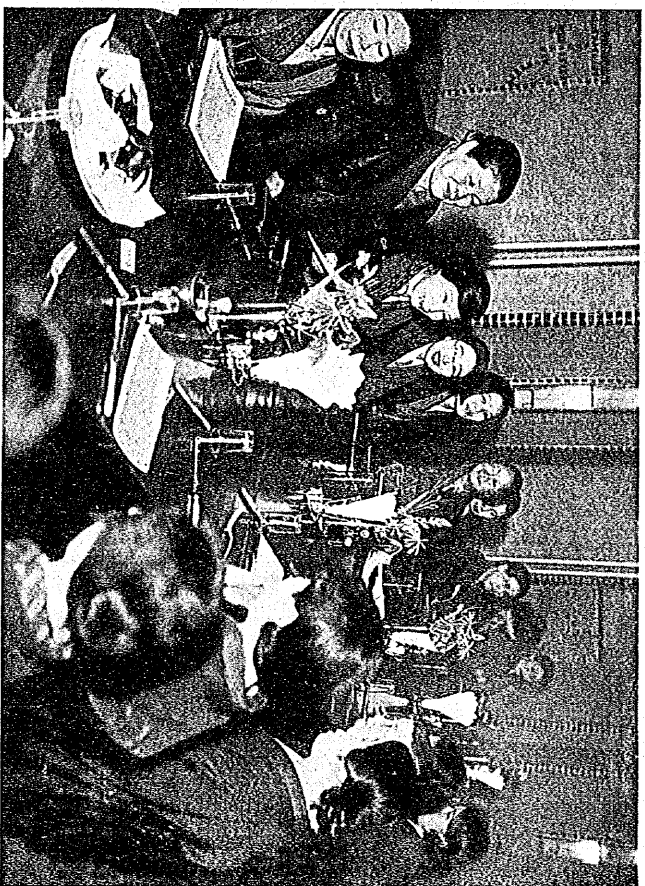
反映せしむるにあるから、議會が正しい行動をなさなければ政治の進歩は望まれない。議會をよくするには人格高く材幹あり國策に對して理想定見を有する者を議會に送らねばならぬ。國民は選舉によりて國政に參與するのであるから、選舉は國家の公の行爲である。自己の投ずる一票も國政の分かるる一票となりうるのである。故に選舉權は拋棄するなく、選舉せんとする人の屬する政黨の主義主張を深く考慮して、邦家のため最も適任と信ずる人に投票せねばならぬ。

選舉の候補者及び其の下に運動する者も選舉する者も共に金權情實等に左右せらるることなく、選舉法の下に公正なる行動を執らねばならぬ。又當選せる者は一身の利害を顧みず、自から持すること高く、國家公共を主眼とし、國民の選良

たるの任務を盡さねばならぬ。

三 女子と参政權 我が國では未だ女子の参政權を認めないが政治は等しく女子にも深き關係を有するが故に、女子も選舉の精神を能く理解し居らねばならぬ。又妻としては参政權を有する夫を助け、母姉としては政治道德の高き選舉人被選舉人たらしむべく、平素より子弟の教育に留意せねばならぬ。

歐米では既に女子の参政權を認めた國があるのに、我が國の未だ認められないのは、一般女子教育程度の猶低かりしと、古來女子道德の中樞が専ら夫を内部より助けるといふにあり、専ら家庭の人として社會に進出すること少なかりしに原因して居る。しかし女子は其數に於て男子と相半し、女子教育は普及向上せられ、女子は家政の上に重きを加ふるのみな



婦人參政同盟十一週年記念會合

らず、職業婦人その他の方面に通じ社會生活に進出すること
多きを加ふるに至りしを以て、女子にも參政權を與ふること
が國民の總意を正しく議會に反映する上に必要なりとする
聲が年を逐うて盛んとなつて來た。

第五課 政黨と輿論

一 政黨の意義 立憲政治は國民の意思を尊重する政治である。國民は憲法により參政權を與へられ、言論集會の自由が確保されてゐる。然し國民の國政に對する意見又は批判は必ずしも同一でないから、政治上の主義方針を同じくする者が團體をつくり、一定の規律の下に調査攻究して彼我の意見を戦はし、互ひに論難攻撃して各其の主張を實現することを目指す事となる。これが政黨である。憲法にも議院法にも政黨につき規定がない。されど立憲政治は多數政治であ

衆議院議員數

(昭和八年八月)

政友會	二九六
民政黨	一一九
國民同盟	三二九
無所属	一三六
缺員	四六六
計	

政黨の生ずる理由 國民が其の地位や職業や意見などの異なるに
従ひ、政治に對しても
各々異つた意見や主張
を立つるに至るは自然
の勢である。この意見
主張の同じ者の相集り
一つの團體をつくり、
これを實現せんとする
のが政黨である。

るから、議會で勢力を得るためには多數を得ることが必要である。故に政見を一にするものの團結による政黨は、當然議會政治によりて起るべきものである。

二政黨の本務 政黨は國利民福を旨とする公黨であるから、一部階級、一地方等の利害に拘泥してはならぬ。宜しく世の憂ひに先ちて憂へ、社會の推移に従ひ、適切なる政綱を掲げ、輿論を指導せねばならぬ。

三政黨と國民 政黨に加入すると否とは國民各自の自由である。いづれにしても國民の思想が健全にして、よく政治を理解し、眞に國利民福をはかる政黨を助け、然らざるものを排斥するに至らば政界は淨化せられ、憲政有終の美を全うする事が出来る。故に政黨の良否は主として國民の政治道德の發達訓練に期待せられる。

政黨内閣
立憲政治と政黨とは離るべからざる關係を有する。多數政黨は國民多數の支持する政黨であるから、その首領が大命を拜するときは、主としてその政黨に屬する人により内閣を組織し、その政見の實現につとめる。これが政黨内閣である。

政黨の監視
國民は各政黨が其の主張をどこまで實現すべく努力したかを嚴重に監視し、次の選舉の參考となすべきである。

四我が國政黨の沿革 我が國の政黨は明治七年後藤象次郎副島種臣が愛國公黨を組織せるに始まり、次で明治十四年板垣退助が自由黨を結成し、同十五年大隈重信が改進黨を組織した。自由黨は其後伊藤博文によりて政友會となり、改進黨は又變遷の後民政黨として今日に及んでゐる。現在此等二大政黨の外に國民同盟及び無產政黨あれども、共に創立日淺く其勢力は前二黨に及ばない。

五輿論 輿論とは國民多數の一致した意見である。従つて輿論は尊重すべきであるが時には平靜を失して附和雷同するが如き事例もあり、輿論は常に正しいものとは限らぬ。故に眞の正しき政治的輿論をつくるべく、教育に言論に常に深甚なる注意が拂はれねばならぬ。

輿論の力
輿論の力は未だ強いもので、これにより事をなすは流れに順つて舟を進める如く容易である。これに反して事を進めるは中々困難である。然しこの力強き輿論も公正を缺くものであれば恐るべき害毒を生ずる。輿論は重すべきものであるが、それが公正であるか否かを、常に冷靜に判斷してかかることを怠つてはならぬ。

第五篇 國務大臣、樞密顧問

第一課 國務大臣

一 國務大臣 國務大臣は天皇を輔弼し、その責に任ずる憲法上の機關である。天皇が大權を行使し給ふに當り、皇室の事務は宮内大臣、陸海軍の統帥には陸海軍大臣、參謀總長、海軍軍令部長、その他の國務に付ては國務大臣が輔弼し奉るのである。

輔弼とは天皇の大權行使に意見を奉り、施政を翼賛し奉り、其の任務につき天皇に對し責に任ずるものである。

内閣とは内閣總理大臣と各省大臣とを一體として見たものである。國務大臣たるものは同時に内閣總理大臣又は各

輔弼
輔はタスケ弼はタダスの字義である。

大臣任免權は天皇にのみ屬してゐる。

宮内大臣、内大臣は國務大臣ではない。

省大臣であるから、前者より見るときは憲法上の機關で、後者より見るときは天皇の命令を奉行する行政上の長官である。即ち同一人が入りては天皇を輔弼し、出でては各省の職務につくのである。

副署とは法律勅令其の他國務に關する詔勅に、御名御璽の傍に國務大臣が副へて名を署することである。これは憲法上の規定であつて、法律勅令其の他の詔勅が天皇の御行爲たることを明らかにすることである。但し輔弼の責任に至りては副署なきの故を以て免るべきではない。

第二課 樞密顧問

一 樞密顧問 樞密顧問は樞密院官制の定むる所によりて、天皇の諮詢に應へ、主要の國務を審議する憲法上の機關である。樞密顧問は國務大臣と異なり、天皇の諮詢に奉答するも

無任所大臣
各省大臣の外特に勅旨を以て國務大臣に任ぜられ内閣に列せしめらるることがある。

政府
内閣を一體と見たとき政府とも云ひ、文立法府に對して行政府と云ふときもある。

責任
國務大臣の輔弼を課したとき、實際之を顧問する機關は議會である。

副署
各省大臣は原則として只その主任事務に關する詔勅にのみ副署するのであるが、内閣總理

のて、國務大臣の如く自ら進んで天皇を輔弼するものでなく、又進んで意見を上申するものでもない。諮詢に對し合議して意見を奏上するのである。その意見を採擇するや否やは一に天皇の自由である。又國務大臣は大權執行の任に當るが、樞密院は外に向つて發動する事は無い。

二樞密院官制 樞密顧問官は年齢四十歳以上の元勳及び練達の士が任ぜられ、國務大臣もすべて顧問官として議席に列し表決の權を有するのである。

三樞密顧問の權限 樞密顧問の權限の一つは皇室に關する事項である。他の一つは國務に關することゝ憲法の疑義を第一とし、國際條約緊急勅令等重大なる國務である。國務大臣の輔弼の外に樞密顧問あるは、大權の發動を一層慎重にし萬遺漏なきことを期するためである。

大臣は國務全般に責任を有するから、國務に關するすべての諮詢に副署するのである。爵位榮典の授與には、國務大臣の副署なく、宮内大臣のみの副署である。榮典の大權事項は國務大臣の輔弼によらないからである。

樞密顧問 責任内閣の外に最高顧問として大權を輔弼し奉る機關である。

議事は天皇親臨の下に顧問官十名以上の出席を以て開かるのである。

第六章 行政官廳

第一課 行政官廳

一行政官廳の意義 行政とは統治權作用の中から立法と司法とを除いた一切の政務である。官治行政の行政官廳及び自治行政の公共團體に於て、法令の範圍内で行ふものである。

行政官廳は天皇の委任による一人又は數人の官吏よりなり、國家の意思を決定し、外に向つてこれを表示する權能を與へられたる國家の機關である。故に直接國務を處理する官吏のみが行政官廳で、其の他のものは補助機關である。大臣、府縣知事等は前者で、各省政務次官、次官、參與、官局長、府縣の部

大臣及び知事の如きは一人の官廳にして、内閣は十數人の官廳である。即ち單獨制と合議制とに分かれるのである。

長等は後者である。

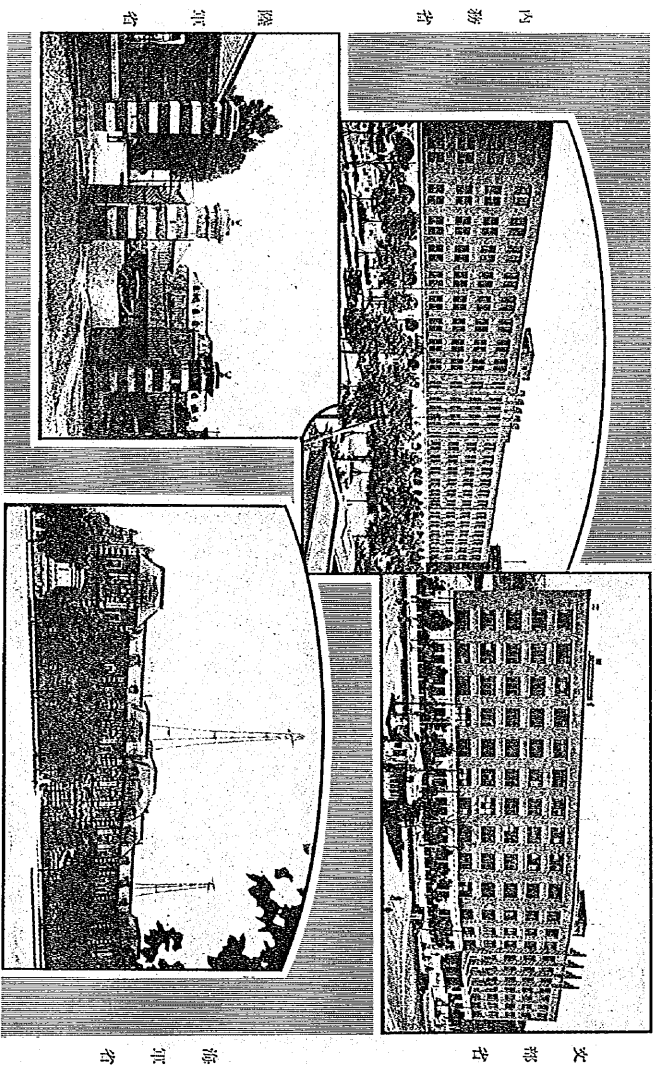
ニ行政官廳の種類 行政官廳には中央官廳と地方官廳との別がある。中央官廳はその權限が全國に及ぶものであつて、地方官廳はその權限が區劃地方にのみ行はれるものである。

第二課 中央官廳

一内閣 國務大臣全部にて組織する合議制の行政官廳で、行政各部の統一をはかるを以て目的とする。獨立して行ふ行政作用は土地收用公益事業の認定、各省間爭議の裁決等である。

ニ内閣總理大臣 内閣總理大臣は國務大臣の首班として行政各部の統一を保持する外、各省の權限に屬せざる行政事務を擔任し、尙所管の事務に關しては警視總監、北海道廳長官及び府縣知事を指揮監督し、閣令を發する。補助機關に内閣

内閣 國務大臣が、合議内閣を組織することにつき憲法には規定されてない。然し重要國務は内閣全體として輔弼し奉るものでなければ、國務の統一は保たれないのである。これ大命降下は内閣の首班たる内閣總理大臣に對してなされる、所以である。



陸軍省

内務省

海軍省

文部省

書記官長恩給局長統計局長印刷局長があり、隸屬するものに
法制局賞勳局資源局等の長官がある。

≡各省大臣 各省大臣は國務大臣として内閣に列し大權
を輔弼する外、委任せられたる範圍に於て行政事務を行ひ、省
令を發じ、法律案勅令案を閣議に出し、下級官廳に對し指令訓
令を發し、警視總監北海道廳長官府縣知事を指揮監督し、所屬
の官吏を統督し、訴願の裁決をなし許可認可その他の處分を
なす權限を有するのである。補助機關には政務次官事務次
官參與官局長書記官事務官等がある。

如何なる大臣を置くかは官制によりて定められ、現行の官
制にては、外務内務大藏陸軍海軍司法文部農林商工遞信鐵道
拓務の各大臣がある。

四會計検査院 會計検査院は天皇に直隸し、國務大臣に對

會計検査院
院長一名部長三名検査
官十三名を置く。

して獨立の地位を有する合議制の官廳である。公金の收支官有物國債に關する計算を檢査確立し、會計を監督するのである。

五 行政裁判所 行政裁判所は國務大臣及び司法裁判所より獨立し、行政訴訟を掌る合議制の行政官廳である。司法裁判所と同じくその構成は法律を以て規定されてゐる。

第三課 地方官廳

一 地方官廳の種類 地方行政官廳は普通地方官廳と特別地方官廳とに分けられる。特別地方官廳は特別の行政事務を扱ふ爲め設けられたるもので、稅務監督局、營林局、鑛山監督局、鐵道局、遞信局等の局長の如きである。普通地方官廳は特別地方官廳に屬する事務を除き、一般の行政事務を處理する官廳である。

特別の身分保證を有する行政官廳に於ては、其の職務執行に關する命令につき、其の命令に同意するのべたる權利を有するのである。

行政裁判所

憲法上司法裁判所は行政訴訟を受理することを得ないことにしてある。

行政上の違法處分の矯正をなすので、長官一名、評定官十四人を置き、五人以上の合議で裁判を決する。特別の身分保證がある。

二 普通地方官廳には左の如き種類がある。

(一) 府縣知事 府縣知事は最上級の地方官廳で、内務大臣の指揮監督の下に、法律命令を執行し、府縣の教育衛生警察勸業等を掌る。補助機關として書記官、地方事務官、地方警視、地方小作官、地方技師、視學、屬警部等がある。

府縣事務分掌

知事官房	官吏通身分、文書往復、官印府縣印、管守、褒賞等。
内務部	選舉、市町村行政監督、賑恤救済、土
學務部	教育、社會、宗教、兵事、社會事業、
警務部	警察、衛生、消防、工場法施行等。

各省の主管事務については當該大臣の指揮監督を受ける。

府縣知事は一般行政の管理の外、府縣令の發布、出兵請求權等の權限がある。

内務、學務、警察部長には書記官をあてゐる。

地方小作官 一定の府縣に地方小作官を置き、其他には小作官補を置く。

(二) 警視總監 東京府の行政事務は多端であるのと、輦轂の下である故を以て、知事と並んで警視總監を置き、内務大臣の指揮監督の下に、東京府内の警察消防衛生等の事務を行ひ、警視廳令を發する。

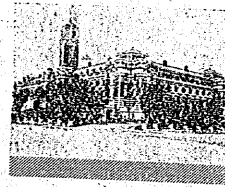
(三) 北海道長官 地位權限等ほぼ府縣知事に等しい。所管面積の大なると、拓地殖民の如き特別事務を管理する點が

異つてゐる。その下に十四の支廳長を置いてある。

(四)朝鮮總督 朝鮮最高の行政官廳にして朝鮮に於ける一般行政事務を掌り、勅裁を受くべき事項は内閣總理大臣を

經て上奏し、出兵請求權總督府令及び制令を發する權限を有する。補助機關として政務總監局長部長等があり、諮詢機關として中樞院が置かれてある。全部を十三道に分ち知事を置いてある。

(五)臺灣總督 臺灣澎湖列島の政務を掌り、出兵請求權總督府令及び律令を發する權限等、大體朝鮮總督に似てゐる。補助機關として總務長官局長等があり、諮詢機關として總督府評議會がある。全部を五州三



府督總灣臺



府督總鮮朝

制令と律令
勅裁を請ひて發すべき
もので法律と同一の効
力がある。

廳に分ち、州に知事、廳に廳長が置かれてある。

(六)樺太長官 北海道長官府縣知事と地位權限を同じくするが、ただ拓務大臣の指揮監督を受ける點が異つてゐる。下に支廳長警察署長等がある。

(七)關東長官 從來拓務大臣の指揮を受け、南滿洲鐵道の監督滿鐵附屬地の警務等廣汎な權限を握つてゐたが、滿洲國の成立以來事情が一變し、今般の在滿機關改革に當りその權限は大いに縮小せられ、關東州知事として駐滿全權大使の下對滿事務局の管下に屬するに至つた。

(八)南洋廳長官 拓務大臣の指揮監督を受け、我が委任統治をなす南洋群島の行政を管理し、廳令を發する權限出兵請求權等がある。補助機關に書記官事務官警視等がある。

≡上下官廳の關係 國家はその行政の統一を圖るため、上

級官廳は下級官廳を監督し、事務の視察檢閲をなし、報告を徴し、指令訓令を發し、許可認可をなし、違法命令及び處分の取消停止變更をなさしめたり、又下級官廳の事務を自ら執行したり、下級官廳間の權限爭議を裁決する。

四 行政救済 國民が官廳の違法又は不當なる處分により、その權限又は利益を侵害された時、これを上級官廳又は行政裁判所に訴へ、その處分の取消變更を申請したり、又は救済を求める手段である。これに訴願と行政訴訟とある。

第四課 官吏

一 官吏の意義 官吏とは直接間接に天皇より任命され、國家の事務を行ふ義務を負ひ、天皇に對して特別服從の關係に立つ人を言ふ。官吏は官廳を組織し又は補助機關となり、或は營造物を構成する要素となつて國務を行ふものである。

任命には一定の資格と本人の同意とを要する。

二 官吏の階級と種類 官吏には文官と武官とに分かれ、文官は又行政官と司法官とに分かれる。

官吏
高等官 勅任官（親任官、大臣、朝鮮總督、陸海軍大將、樞密顧問官等。
普通勅任官、高等官一等及び二等、次官、局長、知事等。
奏任官（高等官三等より九等迄、書記官、事務官、師範學校長等。
判任官（一等より四等迄、各省の局、縣局、警部等。

三 官吏の權利義務 官吏は天皇に對して特別服從の關係にあるから、一般臣民と異なる權利義務を有する。官吏は直接間接に大權の行使に與る重大な任務を有するから、上官の命をよく守り、職務を忠實に執行し秘密を守る等職務上の義務と品位を保ちて私職につかず、又商業を営まざる等、身分上の義務とがある。同時に國家より特別の保護を受け、俸給、實費辨償、恩給等を受ける權利、位階勳章を賜はる榮譽を有する。

公吏
府縣市町村等自治團體の公共事務を掌るもので、天皇の任命機關によつて任命せられたものではない。
然し事務は官吏と等しく國家公共のものである。
官吏の權利
故なく免官されない權及び恩給遺族扶助料を受ける權利がある。

第七章 國法

一 國法の意義 人の社會的、國家的團體生活を全うする爲めには、風俗、習慣、道德のやうなものと、國家が制定又は認定して強制する規則とがある。若し各個人が利己心を縱にして任意の行動をなさば弱は強に小は大に壓服せられ、國家社會の平和秩序は保たれない。故に國家生活の基礎と國民の安寧幸福を増進せしめんため統治權者が制定又は認定したる共同生活の準繩として國法がみとめられる。

國法の主たる目的は、國民の行爲に一定の規範を設け、相互の衝突を除き、共同生活の平和圓滿を第一とする。爲に弱は救はれ正しい者は保護され、不正の者は制裁を受ける。國民

舉げて身體財産の安全が保障されるのである。

國法の保護の下に一定の自由と活動とがゆるされる爲め、國民相互及び國民の國家に對する權利義務の關係が生ずる。我等は權利を善用し義務をよく守らねばならぬ。權利と義務は盾の兩面である。權利の主張のみ強く義務の觀念に乏しきときは、社會は紛糾して共同生活の平和を破り國運の進展を害する。自治遵法の精神と權利義務の尊重は立憲國民の大切な要件である。

二 國法の制定 憲法、皇室典範は根本法であるから、これは別として法律は帝國議會の協賛を経たる後天皇の裁可によりて決定し官報に公布せられて効力を生ずるのである。命令は天皇自ら發せらるか、或は行政官廳に發せしめらるるにより、軍令、勅令、行政命令等の別がある。

國法

多數の者が共同生活を営む爲めには、一定の規範を設けて統制を保たねばならぬ。彼の道德とか學校組合の規則規約とか、又は會社の定款の如きは、皆この規範である。就中國家は最も完全なる共同生活であるから、最も完全な規範を必要とする。これが國法である。

法律と命令

法律と命令とは制定の手續や形式が異なるのみならず、その内容や效力にも相違がある。即ち法律は憲法に抵触せぬ限り、その制定や改廢は自由であるが、命令は法律に抵触することを出來ねば、又法律を改廢することも出ないものである。

公布

勅令、閣令、省令、法律等は公布の日から兩十日を経過して施行する。

命令を以て法律を變更することは出来ぬ。法律の變更は法律が緊急勅令によらなければならぬ。但し國民の守るべき義務については兩者の間に輕重はない。法の效力は既往に遡らぬが原則であり、其の國の領土内に限り效力を有するものである。

≡國法の種類 國法は標準の立て方によつて種々の區別がある。その重なるものは左の通りである。

(一)成文法と不文法 成文法とは立法の手續によりて制定したものであるが、不文法とは成文法同様に慣習の效力を認めたものである。故に又慣習法とも云はれる。

(二)公法私法 公法とは國家と臣民との關係又は國家相互の關係を規定したもので、憲法刑法行政法國際法の如きものを指し私法とは臣民相互間の平等關係を規定したもの

が原則である。府縣令の如きは七日を経て施行するので、之を周知期間と言つてゐる。
領事裁判權
文物が甚しく異なるとき、本國法が他國領土内の本國人に適用される場合に生じる。

六 法
憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法を云ふ。

て民法商法の如きものを云ふ。

四 遵法の精神 國法は國家共同生活の規範を定め、其の秩序を維持し、國民の幸福利益を増進するために國民の直接間接に參與して設けたるものである。我等が安んじて家業を勵み、安全に財産を所有し得るは一に國法の保護によるのである。故に國法を尊重し遵守するは國民の重大義務である。彼の大聖ソクラテスが冤罪にて投獄された時、尙余は國法に服従す、余が國法を破らば國家の大綱は亂るならんと言ひしもこの爲めである。

明治維新前にあつては法令は、有司これを知るも、國民はこれを知るよしもなく、また御定書百ヶ條の外に定まつた法令も少なく、賞罰褒貶一に有司の方寸にあつたので、随分酷吏の暴政も少くなかつた。維新後成文法を制定公布せられ、國民

の由るべき準繩を示され、次で憲法の發布と共に法令完備の域に達したのである。彼の教育勅語に、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒと仰せられてある通り、國民は常に憲法その他の法令を尊重し、法治國の臣民たる資格を全くせねばならぬ。

五 法と道徳 國家社會の共同生活の規範を示すものは、國法の外に道徳宗教禮儀慣習等がある。國法は共同生活の秩序を保つための最小限度の規範を定めたもので、權力を以て強制せらるる人爲的外形的のものであるが、道徳は社會に自然に發達した人の行爲の標準にして、全般的内向的のもので、強制力はないのである。されど道徳は人の良心に訴へて我等の行爲を規律し、正義に向つて國家社會を健全ならしめるものである。故に如何に善美の國法も、これを守る國民の道徳心に缺くる處があれば眞の効果は舉らないのである。國

法及び法外の制裁
法に違反した行爲は國家の刑罰なる制裁を受ける。風俗習慣に反した行爲は世間から變り者と暗黙の非難を受ける。道徳に反すれば良心の苛責と社會から痛烈なる非難攻撃を受ける。

民たるものは國憲國法を嚴守すると共に、徳性を涵養し人格の完成に精進せねばならぬ。

第八章 裁判所

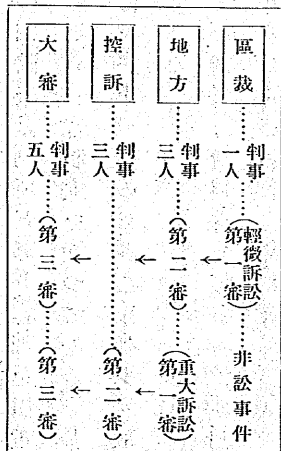
一司法 社會生活を營む者凡てが道德を守り法規に反せず、互に能く理解して誤りなく、相寄り相扶けて圓滿なる生活を送ることを期し難い。或は權利を侵し、國法にもどり法律の罪人となる。或は相互の意見主張の相違により、又は義務を履行せざる爲め、權利義務の争が生ずる。かかる場合に國家は能く事實を審議し法規を適用し、或は犯罪者を罰し、或は權利義務を確定する。これを稱して司法といひ憲法は、天皇ノ名ニ於テ法律ニヨリ裁判所之ヲ行フ。裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムと規定し、裁判所に於て行はれる。

司法は私法上の權利の争ひを裁判する民事裁判と、犯罪の

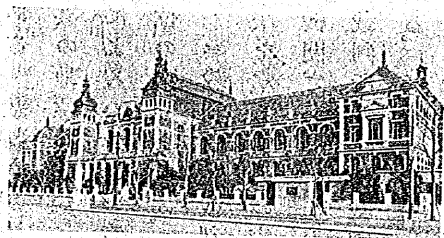
有無を確定し之に課する刑罰を決定する刑事裁判とある。

ニ司法權の獨立 裁判官が裁判をなすには天皇の名に於てなすのであつて、如何なる機關の指揮命令も受けないのである。裁判官は法律に定めたる有資格者を以て任命せられ、其の地位は法規により保證せられ、刑法の宣告或は懲戒處分によるの外、その意に反し免官されない。これを裁判官の地位の獨立と云ふ。

三裁判所 裁判所は司法を掌る爲めの憲法上の機關である。これに通常裁判所と特別裁判所とある。通常裁判所には區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院がある。



區裁判所は北海道樺太各府縣に數ヶ所、地方裁判所は北海道に四ヶ所、各府縣樺太に一ヶ所、控訴院は東京、仙臺、札幌、名古屋、大阪、廣島、長崎の七ヶ所、大審院は東京に一ヶ所、朝鮮は地方覆審、高等の三法院にて、臺灣は地方高等の二法院にて裁決する。



審院の四階級裁判所があり、審理を慎重にする爲め三審制度を採つてゐる。裁判所は又民事刑事の外非訟事件をも取扱つてゐる。

通常裁判所の裁判官を判事と言ひ、判事の外補助機関として裁判所書記執達吏典獄公證人辯護士等がある。

四 検事局 各裁判所に検事局を置き、検事が事務をとつてゐる。検事は司法大臣の指揮監督の下に裁判所に獨立して、犯罪を捜査し公訴を起し、國法の公正なる適用を要求し、刑の執行を指揮する機関である。故に検事は行政官であつて裁判官ではないが、その任用資格や地位の保障は判事と同様である。

非訟事件
不動産登記、隠居、相続、遺言、財産管理、供託の如きものである。

特別裁判所
陸海軍、法令議、領事裁判所、植民地の裁判所の如きである。

である。

五 訴訟 訴訟には民事訴訟と刑事訴訟の二種がある。

民事訴訟は私権の侵害を受けたものが、裁判に訴へて權利の救済を求むる手續である。

訴訟を起すものを原告と言ひ、その相手方を被告と言ふのである。

通常訴訟が提起されると、裁判所は原告被告を呼出し、口頭辯論證據調を経て判決に終るのであるが、それに不服なものは一定の期日内に上訴することが出来るのである。判決は執達吏により強制的に執行せしめることが出来る。之を強制執行と言ふ。

刑事訴訟は國家の安寧秩序を害する犯罪人を處罰する手

裁判事件總數			
種別	昭和三年	昭和四年	昭和五年
民事	一、〇一、五	一、〇六、三	一、七二、四
刑事	四六、四六	五七、六二	五三、四三
計	一、四八、九六	一、六四、九二	二、二五、八七

民事訴訟

上訴は控訴と上告である。控訴。事實の認定と法律適用につき第一審判決に不服ある者の上訴すること。第二審に不服なものが、法の適用に上告。第二審に不服なものが、法の適用に上訴すること。大逆罪、内亂罪、外患罪、皇族の犯罪については大審院が特別管轄を有し、第一審であつて又終審である。

刑事訴訟

續きにして、原告は常に檢事である。被害者の告訴第三者の告發又は現行犯等によりて、證據調べ犯人捜査をなし、公訴を提起するのである。

生命刑		刑務所に於て絞首により之を執行す
刑罰	懲役	無期 終身 有期 (一ヶ月以上十五年以下(加重二十年迄)減輕一ヶ月以下)...
	自由刑	禁錮 無期 終身 有期 (一ヶ月以上十五年以下(加重二十年迄)減輕一ヶ月以下)...
	拘留	一日以上三十日未満拘留所に拘留す
	罰金	二十圓以上(輕減する時は二十圓以下) 完納出來ざる時には 科料 十圓以上二十圓未満 一定期間勞務場留置
財産刑		沒收 犯罪に關係ある物を沒收す、犯人以外の者に屬せざる物
附加刑		主刑

事件によつては豫審判事の調査により公訴に附するか否かを決定することもある。判決不服者の上訴は被告又は檢事から一定期間内になさねばならぬ。上訴なきとき又終審により判決確定するときは刑が執行される。

損害賠償
刑事事件の犯罪に於て私人の利益をも侵害されし時は、その被害者又は遺族は加害者に對し損害賠償の訴を起すことが出来るのである。

懲役は監獄に拘留し定役に服す、禁錮は監獄に拘留するのみ。

刑の執行猶豫の本旨
犯罪中には動機、情、情・境遇等より來たるものあり、此等は刑罰の執行を猶豫し、改善せしむることが、社會的に效果大であるからである。

六 刑の執行猶豫 二年以下の比較的輕い刑罰は、情狀により一年以上五年以下の期間、刑の執行を猶豫し、若しその間に何等罪を犯さず時が經過すれば、先きの刑の言渡はその效力を失ふことになる。一度刑を執行さるときは前科者として改悛の餘地少なく、ややもすれば犯罪を重ねるに至るを以て、短期自由刑に伴ふ弊害を防ぎ、犯人の改過遷善をなさしむるために設けられたる制である。又假出獄として刑の執行中改悛の情著しい者には、假に出獄をゆるされる。若し出獄後一定の期間内に改悛の情なき時は又收容される。

七 調停 私人相互間の權利に關し争を生じたるとき、裁判を求めることは臣民の權利であるが、裁判によるには多くの時間と手數と費用とを要し、且つ双方の感情の融和は期し難い。故に民事の争は成るべく互に胸襟を披いて談合し、當事

借地借家調停数				調停成立数	
年次	貸主ヨリ	借主ヨリ	其他	計	数
昭和三年	六八八	二二三	七九	一〇六六	八五八
昭和四年	八六三	二七六	六五	一二〇四	一〇四三
昭和五年	三、五一	五七九	九四	二、〇八四	一、八四九

者双方の互譲により、
穩かに解決すること
が望ましいのである。

ことに最近借地借家
の争議或は小作争議

商事争議等が多くなつたので、訴訟に代へ居中調停により、事
件を簡易に解決するやうになつた。この制を調停制度とい
ふ。

ハ陪審 陪審とは裁判を専門の裁判官のみに委せず、廣く
民意を斟酌せしめる目的にて、一般の國民を裁判に參與せし
める制度である。我が國では唯地方裁判所に於ける刑事裁
判にのみこれを採用し、死刑又は無期の懲役禁錮にかかる法
定陪審と、長期三年以上の有期の懲役禁錮にかかる請求陪審

労働争議調停法、金銭
債務調停法等の如きも
之に類するものでは
ある。

陪審法
大正十二年制定昭和三
年十月一日より實施さ
る。

法定陪審と請求陪
審
法定陪審は死刑又は無
期の懲役禁錮に當る事
件にて必ずかける。

との二種がある。

陪審員に選定される資格は満三十歳
以上の日本臣民たる男子にして引續き
陪 審 二年以上同一市町村内に居住し引續き
裁 二年以上直接國税三圓以上を納め、且つ
判 讀み書きをなし得る者でなければなら
ぬ。



陪審制度の實施と共に國民は立法行

政司法すべての國政に參與し、その責任は益々重きを加へた
のであるから陪審員たる者は常に慎重の態度をとり、冷靜熱
心に事實の真相を知ること努め、良心の命ずる處に従ひ、公
平無私に判斷しなければならぬ。

請求陪審は長期三年を
越ゆる有期の懲役禁錮
に當る事件にて被告人
の請求あるときに限
る。

陪審に附せぬ犯罪
大逆罪 内亂罪 外患
罪 暴行罪 及び選舉に關
する犯罪は陪審に附せ
ざる事になつてゐる。

第九章 國防

第一課 國防

一國防 國民生活に共存共榮が必要である如く、國際關係も今日の如く思想界に經濟界に密接なる關係を有するから、互ひに協調を要することは必然である。されど國內個人間に於て紛議争鬭の絶え間がない有様である。まして世界六十有餘の國家はそれ〴〵民族を異にし思想歴史政治經濟等相互の利害關係は極めて複雑であるから、その間常に平和協調を保つことは困難である。しかも國家間の紛争はこれを解決する絶對の權力が存在しないから、その獨立自衛を保持する爲めには、勢ひ自己の實力により解決する外に手段がな

いのである。これ國防の必要な所以である。

二國防の充實 國防の充實は民族の海外發展を有利にし貿易を振興し、自國の體面を保持して相手の暴壓に屈せず國運を發展せしめ、率て世界の平和に貢獻すべきである。國防の第一線をなすものは陸海軍であるが、その根本をなすものは國民の力即ち國民の體力智力精神力及び財力である。これ世界列國が國家總動員を計畫し、恒久的計畫の下に義勇奉公の精神を訓練し、國民一致協力して各自の職業

列國の陸軍（昭和七年一月）			
國名	平時兵力	兵制	在營年限
日本	三萬	徴兵	二年
英國	三萬	志願兵	七年
米國	三萬	志願兵	三年
佛國	三萬	徴兵	一年
伊國	三萬	徴兵	一年半
獨逸	三萬	志願兵	十二年
露國	三萬	徴兵	二年
列國の海軍（昭和七年九月）			
國名	戰艦隻數	總噸數	
日本	一〇	二九、〇〇〇	
英國	一五	四三、〇〇〇	
米國	一五	四三、〇〇〇	
巡洋艦隻數			
日本	三	一八、〇〇〇	
英國	三	一八、〇〇〇	
米國	三	一八、〇〇〇	
驅逐艦隻數			
日本	九	二、〇〇〇	
英國	九	二、〇〇〇	
米國	九	二、〇〇〇	
總噸數	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
英國	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
米國	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
總噸數	二、〇〇〇	二、〇〇〇	

に精進し、人的物的兩方面より根本的國力の培養に努力する所以である。殊に我が國は亞細亞に於ける平和の維持者として、且つ有色民族の水平運動者としても、國防に重大なる意義を有してゐる。

第二課 兵役

一兵役 國防を充實する爲めには、先づ國民皆兵の制度を必要とする。我が國は建國以來天皇が兵馬の權を有せられ、國民皆兵であつたが、中古武家政治の時代に至つて、武士階級のみ之に當る事となつた。明治六年一月徴兵令の發布と共に國民皆兵主義に復したので、帝國憲法にも兵役の義務が明示せられてある。昭和二年三月從來の徴兵令を改正して兵役法を公布された。兵役は國民たるものの大なる義務たると共に光榮ある權利である。兵役は常備兵役、後備兵役、補充兵役、國民兵役の四種となし、男子は満十七歳より満四十歳まで凡て兵役の義務を有し、満二十歳に達すれば徴兵検査を受け、體格の等位を以て五等に分たれ、甲乙二種は抽籤により現役又は補充兵役に服し、抽籤に洩れたる甲乙二種及び三種は國民兵役に編入せられ、丁種は不合格として兵役を免ぜられ、戊種は翌年まで徵集を延期せられる。

帝國國民たる男子は憲法及び兵役法の規定により、満十七歳より満四十歳までの間兵役に服する義務がある。

在學期短縮 中等學校以上の卒業の者にて、在學中軍事教練の檢定に合格したる者、及青年訓練所の業務了へたるものは、特別に在學期間は短縮せられる。

兵役、國民兵役の四種となし、男子は満十七歳より満四十歳まで凡て兵役の義務を有し、満二十歳に達すれば徴兵検査を受け、體格の等位を以て五等に分たれ、甲乙二種は抽籤により現役又は補充兵役に服し、抽籤に洩れたる甲乙二種及び三種は國民兵役に編入せられ、丁種は不合格として兵役を免ぜられ、戊種は翌年まで徵集を延期せられる。

兵種 陸軍には歩騎・砲工・鐵道・電信・飛行・球・戰車・橋重兵の各兵種及び經理・衛生・醫藥・軍樂等の部がある。

海軍には水兵・機關兵・主として、その他軍樂・船匠・看護・主計等の各兵に分かれる。

兵役	現役	陸軍二年、海軍三年。
(一)常備兵役	豫備役	現役を終つたものに服す。陸軍五年四ヶ月、海軍四年。
(二)後備兵役	豫備兵役を終りたるものに服す。	陸軍十年、海軍五年。
(三)補充兵役	第一補充兵役	現役兵員超過中所需人員之に服す。陸軍十二年四ヶ月、海軍二年。
	第二補充兵役	現役兵又は第一補充兵役に徵集せられざるものに服す。陸軍十二年四ヶ月(海軍第一補充兵役を終りたる者は一年四ヶ月)。
(四)國民兵役	第二國民兵役	後備兵役及既教育補充兵役を終りたる者之に服す。四十歳まで。
	第二國民兵役	以上各兵役に入らざる者之に服す。十七歳より四十歳まで。

日本國民は名譽ある兵役に服し得るやう、健全なる子弟の

教養につとめねばならぬ。

第三課 我が國の軍備

一 我が國の軍備 我が國防は天皇が大元帥として陸海軍を統帥し、宣戰講和の大權を總攬し給ふのである。天皇の最高輔翼機關として元帥府があり、主要諮詢機關として軍事參議院がある。陸海軍の行政事務は陸海軍大臣が輔弼し奉り、國防用兵の計畫は陸軍は參謀本部、海軍は軍令部に於て行はれる。

陸軍は近衛師團の外十四個師團、朝鮮に二個師團を置き、各師團は步騎砲工輜重兵隊を以て編成し、別に鐵道電信飛行氣球戰車隊が附屬してゐる。海軍は帝國の海岸及び海面を三海軍區に分け、各區の軍港を根據地となし、鎮守府を置き、出師の準備、軍港の警備、海兵の徵集訓練に當ててゐる。又區内に

明治十五年軍人勅語
一 朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルゾ」と仰せられてある。

師團所在地
近衛(東京第一(東京)
第二(仙臺)第三(名古屋)
第四(大阪)第五(廣島)
第六(熊本)第七(旭川)
第八(弘前)第九(金澤)
第十(盛岡)第十一(青森)
第十二(久留米)
第十三(宇都宮)第十四(横濱)
第十五(東京)
第十六(東京)
第十七(東京)
第十八(東京)
第十九(東京)
第二十(東京)
朝鮮軍(京城)東京警備司令部(東京)
臺灣軍(臺北)
關東軍(新京)
支那駐屯軍(天津)
鎮守府所在地
横須賀 吳 佐世保
要港部所在地
舞鶴 大湊 馬公 鎮海 旅順

要港部が置かれてゐる。

二 在郷軍人 現役を終りし在郷軍人により組織したるものに在郷軍人會がある。在郷軍人は軍隊修養の規律習慣と義務奉公の精神により國民の儀表となり國防の充實に當つてゐる。陸海軍大臣の監督の下にあるのである。

三 國防と國民 國防は國民全體の重大なる責任にして國家總動員を必要とする。軍人のみ如何に忠節をつくしても、國民全體の精神が弛んでゐては何の効果もあらはれない。

列國軍事費表(昭和六年九月調)

區 別	總 額		總額出 百分比
	總額	總額出 百分比	
日 本	總額出 三、四〇、三六五、三六五	陸軍費 二、〇〇、八五五、一八八、六二九	海軍費 一、三九、五〇〇、一七六、七三六
	總額出 三、四〇、三六五、三六五	陸軍費 二、〇〇、八五五、一八八、六二九	海軍費 一、三九、五〇〇、一七六、七三六
英 國	總額出 六、〇三、〇〇〇、〇〇〇	陸軍費 五、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 一、〇三、〇〇〇、〇〇〇
	總額出 六、〇三、〇〇〇、〇〇〇	陸軍費 五、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 一、〇三、〇〇〇、〇〇〇
米 國	總額出 三、八八、八〇一、三六五	陸軍費 三、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 八八、八〇一、三六五
	總額出 三、八八、八〇一、三六五	陸軍費 三、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 八八、八〇一、三六五
佛 國	總額出 二、九〇、〇〇〇、〇〇〇	陸軍費 二、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 九〇、〇〇〇、〇〇〇
	總額出 二、九〇、〇〇〇、〇〇〇	陸軍費 二、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 九〇、〇〇〇、〇〇〇
伊 太 利	總額出 一、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	陸軍費 八〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 二〇、〇〇〇、〇〇〇
	總額出 一、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	陸軍費 八〇、〇〇〇、〇〇〇	海軍費 二〇、〇〇〇、〇〇〇

國家總動員とは國家の利用しうる有形無形人的物的一切の資源を擧げて有事に動員することである。世界大戰の結果列國は常に銳意總動員準備機關を設置してその充實につとめつつある。我が國にても全産業の軍事的統制、軍需品の供給配分等國家總動員の完成に努力してゐる。國民は質實剛健、義勇奉公の精神を以て自己の業務に精勵し、精神物質兩方面より、帝國の自衛と國權の伸展をはからねばならぬ。殊に女子は銃後に働くのみならず將來忠勇なる軍人たるものの妻として母姉として、重大なる任務を有するものなるが故に、此點に留意して子弟の教養に當らねばならぬ。

國防充實
精銳なる軍隊の外に、國家の財力・國民經濟力・國家觀念・軍需品の充實・科學の進歩・國民教育の普及等皆國防充實に大關係を有する。

第十章 國 交

第一課 國 交

一 國 交 各個人が獨立自營をなしつつ總合的共同生活をなすやうに、國家も又世界を共同の舞臺として互に國交を厚くし、以て人類全體の文化と幸福とを進めなければならぬ。親善なる國交により平和が確保せられ、各國は通商貿易によりて有無相通じ、國民民福を増し、人類の福祉を進め、共存共榮の實を擧ぐべきである。

二 國 交 機關 國際修交の機關として條約國の間には外交官領事官等を派遣し、平和の維持につとめると共に、政治上經濟上自國及び自國民の權益を保護せしめてゐる。外交官は

大 使
日、英、米、佛、伊、獨、蘇、白、土、伯、滿洲國の十國と大使を交換してゐる。
大使公使の下に參事官書記官及び派遣陸海軍武官がある。大使、公使館は其所在國の主權外に置かれてゐる。

主として本國を代表して外交事務を掌り、領事官は専ら通商航海の保護獎勵と在留自國民の保護をなすものである。

第二課 國際法

一 國際法 國際法は國家間の獨立平和平等の關係を定める法である。國際法は國內法のやうに統治權者による絕對強制の力は乏しいが各國間の福利増進の爲め慣習及び條約により、互に守るべき法を規定したものである。その平時に於けると戰時に於ける別により、平時國際法と戰時國際法に分類せられる。

(一) 條約 條約は二國以上の國家間の約束であつて、締約國間に於て守るべき義務を有するのである。締結は通常全權委員をして他國の全權委員と折衝せしめ、合意の結果署名調印の上、國家の元首がこれを批准することによつて效

領事官
領事は一管轄區域のみ
總領事は二管轄區域以
上を管轄する。
副領事は領事を輔佐す
る。

平時國際法
獨立自衛權、平等相互
尊重權、自由交通權、
代表機關條約、爭議處
理法等を規定したもの
である。
戰時國際法
交戦法規中立法規等
である。
我が國の條約
安政年間以來外國と條
約を結んだが何れも不
對等不利不面目のもの
であつたのを漸く明治
三十二年對等のものと
することが出来たので
ある。

果を生ずるのである。若しこの條約を一般國家間の法則として各國が承認した時は國際法となるのである。條約の締結は憲法上天皇の大權に屬し、今や五十餘國と條約を結んでゐる。

(二) 國際慣例 國際慣例とは國家間に自然に發達して久しく慣行された法則で、國際間にその效力を認めてゐるものである。

二 國際協同 昔は國家間に何等の協定なく、強い者勝ちであつたが、今や文化は進歩し國家間に於ても共存共榮國際協同の必要を認むるに至つたのである。ために各國は相互の自主獨立平等權を尊重しつつ、政治上經濟上學術上及び諸般の事業に於て、正義人道を旨とし萬國共通の目的を以て、國際間の協同協力をはかり、人類の幸福増進に努力するやうにな

批准
天皇の親閱嘉納し給ふ
手續である。批准書
には親書の後國璽を鈐
し外務大臣が副署する
のである。

國際協同軍備縮小
ワシントン會議
大正十二年日英米佛伊
五大強國の間に締結せ
られ、各國海軍主力戰
艦比率を左の如く定め
た。
日本三、英五、米五
佛一・七、伊一・七
ロンドン會議
昭和五年日英米三大強
國の間に締結、西曆一
九三五年まで補助艦艇
比率を左の如く定めた。
日本七、英一〇、米一〇、
潜水艦日英米各五萬二
千噸

つた。國際協同事業として萬國通信條約赤十字社平和會議、萬國衛生會議、萬國經濟會議、萬國農事協會、萬國移民會議、國際聯盟、國際勞働會議、不戰條約、軍備縮小會議等があるのである。

≡國際聯盟 國際聯盟は世界大戰の慘禍に鑑み、世界永遠の平和を確保せん爲め、西曆千九百十九年巴里ヴェルサイユに於て締結されし條約によりて認めらる。本部を瑞西のジュネーヴに置き、各國間の安寧平和を期し、軍備制限、領土の保全、戰爭防止、仲裁、裁判、裁委任統治等を行ふのである。

國際聯盟には中央機關、國際勞働機關及び常設國際司法裁判所の三大部分がある。中央機關の主たるものは聯盟總會、聯盟理事會及び常設事務局である。勞働機關は獨立常設のもの、國際勞働總會、國際勞働理事會及び勞働事務局である。常設國際司法裁判所は和蘭のハーグに設けられ、我國をはじめ

人種平等
ヴェルサイユ會議には我國の代表より、國際正義上人道的な人種平等の提案を試みたが容れられなかつた。

め各國代表の十四名の判事により構成されてゐる。

國際聯盟の加入脱退は自由であつて、全く國家の獨立自衛權によるのである。加入せんとするときは聯盟總會三分の二の同意を要し、脱退せんとするときは二年の豫告を以てなすことが出来る。現在加入國は五十八國で聯盟設立を提唱した北米合衆國は未だ加入してゐない。理事會は日英佛伊獨の五常任國と他の九箇國非常任國により構成されてゐた。日本は常任理事國として聯盟創設以來尤も重要な役割を演じ、事務局にも次長として新渡戸稻造、村陽太郎氏等相次いでこれに當りしが、滿洲國承認に付て意見を異にし、昭和八年春聯盟より脱退し、次で獨逸が軍備平等を主張して又脱退せるは、猶耳新しき事である。

四 不戰條約 國際聯盟は戰爭に訴へざる義務を受諾して

不戰條約
昭和三年八月巴里で開
印參加四十六國に及ぶ

成立したものであり、この精神を實行する手段として不戦即ち戦争抛棄のワシントン條約及びロンドン條約がある。

五 國交と國民 國交を厚くしその圓滿な進展を遂げる爲めには、外交機關の外に國民全體の努力を必要とする。立憲國の外交は國民の輿論を背景とする、明るい公正な外交であつて、國際協同の精神に基いた國民外交でなければならぬ。戊申詔書に「益、國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と仰せられたのもこの御主旨である。

我等は國防上經濟上政治上、國力を充實して自國の地位向上をはかると共に、他國民に對しても一視同仁を以て接し、歐米人とて徒らにこれを畏敬し卑屈に陥ることなく、又有色人とてこれを輕視し驕慢なる態度であつてはならぬ。宜しく國際信義を本とし、國際協同の精神に基き相互の獨立と權益

昭和八年三月聯盟離脱詔書にも
「東亞ニ偏シテ友邦ノ
誼ヲ疎カニスルモノニ
アラス、愈信ヲ國際ニ篤
クシ大義ヲ宇内ニ顯揚
スルハ夙夜朕カ念トス
ル所ナリ」と仰せられ
てある。

とを尊重し、共存共榮を旨とし、國際文化の發達に貢獻し、世界に於ける帝國の尊敬を得るにつとめ、正義ある道德國民としての信用を擧ぐるにつとむべきである。

第十一章 財政

第一課 財政

一 財政の意義 財政とは國家又は公共團體が、その生存發達の目的を達せんが爲めに必要な金錢物資を、收入管理支出する經濟的活動を言ふ。

二 財政と私經濟 財政は公經濟であつて國家又は公共團體の公益を目的とし、國民の幸福をはかるものであるから、私經濟の如く自己の利益を主とするものとは異つてゐる。

(一) 私經濟はその生存發達に必要な財貨を、私人間の平等關係に於て、財産又は勤勞により取得するも、國家及び公共團體の經濟には鐵道收入の如き私經濟收入もあれども、租稅

歳入歳出膨脹一覽表

一般會計 (單位千圓)

會計年度	歳入		歳出	
	計	一人當	計	一人當
明治一〇年	五、三三六	一、五五	四、四四六	一、二九
同 二〇年	八、八六六	二、五五	九、四四三	二、七三
同 二七年	六、一七五	二、二五	六、二二五	一、八七
同 二八年	二、八四三	三、八〇	六、三三七	二、〇三
同 二九年	一、七〇三	四、二六	一、六八七	三、九六
同 三〇年	三、六五〇	五、四四	三、三六九	五、一八
同 三七年	三、七四七	六、九四	二、七〇五	五、七五
同 三八年	五、五二五	二、二九	四、〇七四	八、八〇
同 三九年	五、〇四八	〇、六五	四、四四二	九、九六
同 四〇年	八、七〇四	二、四四	五、〇〇一	二、二七
大正元年	六、七三二	二、二六	五、五九六	二、四七
同 一〇年	二、五七二	三、六六	二、四八八	二、六〇
昭和元年	二、〇五五	三、六六	一、七五三	二、八〇
同 二年	二、〇五五	三、六六	一、七五三	二、八〇
同 三年	二、〇五五	三、六六	一、七五三	二、八〇
同 四年	一、八六六	四、六	一、五八六	三、四七
同 五年	一、九六六	四、六	一、五八六	三、四七
同 六年	一、九六六	四、六	一、五八六	三、四七
同 七年	二、〇五五	四、六	一、九〇一	三、五九
同 八年	二、〇五五	四、六	二、〇五五	四、六

償ふの旨とするのである。

≡財政と國民經濟 財政は國民經濟を基礎とするものであるから國民の實力以上に膨脹して財貨を徴收することは最も慎むべきこととなければならぬ。財政計畫は國民生活に影響するところ極めて重大であるから、政府の施政方針、政黨の政綱等に於て、これを宣明せられ帝國議會府縣市町村會を通じ、財政は審議せらるべき尤も重要な議題とされてゐる。

四豫算及び決算 國家公共團體の生活は、個人の生活以上に收入支出の見積計算を立つるの必要がある。この歳入歳出の見積計算を豫算と言ひ、政府の場合は、毎年豫算を編成して帝國議會の協賛を経、御裁可を得て成立するものである。若し議會の協賛を経ず豫算不成立のときは政府は前年度の

會計年度 毎年四月一日より翌年三月三十一日までの收入を歳入、支出を歳出と云ひ、この期間を會計年度と言ふのである。豫算の議定は衆議院に先議権がある。

豫算を實行するのである。

豫算は歳出歳入とも經常臨時の二部に大別する。又普通の歳入歳出に關するものを總豫算と言ひ、普通會計から分離し、別に收支の計算をなすものを特別豫算と云ふ。

豫算は元來見積計算であるから、過不足を生ずるを例とす

歳入歳出表

(一般會計) (單位千圓)			
會計年度	歳入	歳出	
大正元年	六、七、三、三	五、三、九、六	
昭和元年	二、〇、五、三	一、五、八、八	
同 一 年	二、〇、二、七	一、六、五、三	
同 二 年	二、〇、五、九	一、八、四、五	
同 三 年	一、八、六、四	一、七、三、七	
同 四 年	一、五、九、六	一、五、七、六	
同 五 年	一、五、三、〇	一、五、八、五	
同 六 年	一、五、九、六	一、五、八、五	
同 七 年	一、五、九、六	一、五、八、五	
同 八 年	一、五、九、六	一、五、八、五	

(特別會計) (單位千圓)			
會計年度	歳入	歳出	歳入超過
大正元年	八、八、六、六	七、〇、三、六	一、五、〇、九
昭和元年	三、〇、四、九	二、五、二、五	五、六、六
同 一 年	三、四、七、三	二、八、一、三	六、五、三
同 二 年	三、五、四、〇	二、四、六、九	六、九、六
同 三 年	三、七、〇、一	三、五、〇、五	四、〇、六
同 四 年	三、七、三、〇	三、八、九、八	四、一、四
同 五 年	三、七、三、〇	三、八、九、八	四、一、四
同 六 年	三、七、三、〇	三、八、九、八	四、一、四
同 七 年	三、七、三、〇	三、八、九、八	四、一、四
同 八 年	三、七、三、〇	三、八、九、八	四、一、四

特別豫算 國有鐵道、通信事業、專賣局、官立大學、新領土の會計等は主なるものである。約三十條に上る有様である。昭和八年度豫算は歳出入とも二十二億三千餘萬圓で未曾有の膨脹である。繼續費 港灣、鐵道建設の如き數年にわたるものを、まとめて一度協賛を得て置き、その後はその議決に従ひ年々支出する如きものである。

る。不足を生じた時は豫備金又は追加豫算により支拂ふのである。又繼續費と稱して數年度に互り連續せる經費を一回にまとめて議會の協賛を得る場合もある。

決算とは豫算實行の結果を明らかにしたものである。會計検査院の検査報告と共に帝國議會に提出し政府はその承認を求めねばならぬ。これにより議會は財政の事後の監督をなすのである。

各省別歳出豫算 昭和八年度一般會計			
種別	經常部	臨時部	
皇室	四、五〇〇 千円		
外務	一、六〇二	一、三〇一	
内務	四、九七六	一、八六三	
大藏	四、五五五	四、〇六一	
陸軍	一、五二九	二、六〇四	
海軍	一、六八三	三、四九六	
司法	三、八八七	一、七六六	
文部	三、九二〇	三、八八九	
農林	二、八八〇	二、九四四	
商工	五、二八四	八、五七〇	
逓信	三、三六三	四、六五五	
拓務	一、九四四	二、七二〇	

五 經費 經費とは國家がその職分をつくす爲めに要する一切の費用である。經費は支出せられる時を標準として經常費と臨時費に分たれ經費の目的によりて憲法費政務費財務費の三つに分たれ又その對象により物件費と人件費に分たれる。

公費に充つる事務は私人に任かし得ざる國防外交司法警察の如きもあれば又大學製鐵郵便電信等私人にて爲しがたく又私人の手にのみ獨占せしむるを不可とするものがある。いづれにしても主として租税等により收入を充つるものなるが故に、之が支出には十分節約を旨とし、苟くも一部階級一地方等に偏重するが如き事あつてはならぬ。

六 收入 財政上の收入は昔は租備調とて勞務及實物を課せられたこともあるが今は金納制度で貨幣によりて收得せ

られる。この収入に租税や官業の如き經常収入と、公債や土地山林の拂下の如き臨時収入の別があり、經常費は經常収入によりて支辨し、臨時費は臨時収入を以て支辨するを原則とする。

第二課 租税及び官業収入

一 租税 租税とは財政上の収入を得る爲め、權力を以て國民より強制的に徴収する収入にして、財政收入中最も重要なものである。租税の原則として注意すべき要件は左の通りである。

租税収入内譯表

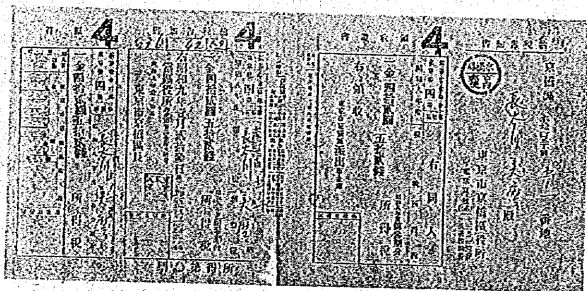
税 目	昭和七年度		昭和八年度	
	金 額	千 円	金 額	千 円
所得税	三二、四三	一、三八、〇三		
地 租	五八、四八	五、八二、五五		
營業收益税	三三、五七	三、三三、二四		
資本利子税	一四、八六	一、四八、六一		
相 續 税	二六、三三	二、六〇、七		
鐵 業 税	三、七五	三、七五		
兌換券發行税	四、二九	四、二九		
酒 税	一、四四、六	一、四四、六		
清涼飲料税	三、七九	三、七九		
砂糖消費税	七、九三	七、九三		
雜物消費税	五、四三	五、四三		
取引所税	二、七五	二、七五		
關 税	三六、九四	三、六九、四		
順 税	三三、二	三、三二		
合 計	五八、〇〇	五、八〇、〇〇		

昭和七年、八年何れも國税の最高を占むるものは酒税にてこれに次ぐは所得税、關税である。

(一) 正義上の原則 租税の賦課は人民一般に漏れなく普遍的であり、且つ各人の負擔力に應じて平等でなければならぬ。所得税に免税點があり、又累進税率を應用するが如き、一面社會政策上の主旨もあるが、又事實負擔力に對し平等をはかる主旨に外ならぬ。

(二) 經濟上の原則 租税は人民の所得の一部を徴収するに止め、その固有財産にまで及ぼしてはならぬ。負擔重きに失し税源を涸渫せしめてはならぬ。

(三) 財政上の原則 租税はその税源



納税告知書

各國の租稅收入（一九三二年度）	
米	四三六、〇〇〇
英	七六、七〇〇
獨逸	三、四〇、九〇〇
佛蘭西	三、三三、三〇〇
日本	一、四四、一〇〇
伊太利	一、四四、一〇〇
日	一、四四、一〇〇

備考 各國の租稅收入は各本位貨幣の法定平價により邦貨に換算したもので、佛伊兩國は一九三二年度である。

豊かにして國庫に確實なる收入を得しむるを旨とし、なるべく簡易にして純收入率の多きを可とし、又これが賦課徴收にはその時期方法等は簡易正確を旨とし、なるべく納稅者の煩勞苦痛を少く

二租稅の種類 租稅は標準の立て方により種々に分類せられる。

(一)直接稅と間接稅 直接稅とは納稅者と實際の負擔者と同一の場合にして、地租所得稅營業收益稅相續稅等の如きを云ひ、間接稅とは納稅者と負擔者と同一でなく、納稅者は後日その負擔を消費者に轉嫁することを期せるものにし

間接稅(消費稅) 一升一圓五十錢の酒は内四十錢は税金である。其四十錢の租稅は酒造業者が之を納付し、納稅者は更に賣の負擔者即ち酒を飲む者へ酒の値段の中に見積りて負擔を轉嫁するのである。

て、酒稅關稅織物消費稅等の如きである。

(二)國稅と地方稅 國稅とは國家の經費を支辨せんが爲め課するものにして、地租所得稅營業稅相續稅等の如きである。地方稅とは府縣市町村等の公共團體の經費を支辨せんが爲め課するものにして、獨立せる府縣稅市町村稅があり、又國稅の附加稅としての府縣稅及び市町村稅、及び府縣稅の附加稅としての市町村稅がある。

(三)實質上の區別 實質上より分類すれば、所得稅收益稅交通稅及び消費稅の四つに分たれる。

(イ)所得稅 租稅制度の中樞をなすものにして、各人の所得を稅源とする對人稅である。この内財産所得と勤勞所得との間に差別を設け、勤勞所得に對しては財産所得に比して其の負擔率を軽くするを例とする。現行の所得には三

勤勞所得控除 老幼不具者の扶養費、保險料等は一定限度以下のものに控除し、年千二百圓以下收入者は課稅せず、果進率を取つてゐる。

種ありて各々税率を異にしてゐる。所得税は各人の所得に應じ公平に課税され、且つ伸縮力に富み最も進歩したものである。所得の審査に對し誤りあればこれを匡すべきであるが、之に反し苟くも所得を隱匿し、不正の申告をなすが如きは最も恥づべき事である。

(ロ) 収益税 財産又は營業上より生ずる収入に課するものにして、各個の場合に通じ、それ／＼種類を異にするに従ひ、課税の標準も一樣ではない。

(ハ) 交通税 財産移轉税とも言はれ、財産の移轉又は價格の移動あるときに課する租税である。

(ニ) 消費税 消費される物件に課するものにして、間接直接の二種に分たれる。酒税、清涼飲料税、關稅等は前者に屬し、狩獵免許税は後者である。

所得税の三種
第一種 會社配當金の課税。

第二種 公社債銀行預金、利子、信託利子の課税。

第三種 個人の所得の課税。

収益税
地租、營業收益税、資本利子税等。

交通税
印紙税、登録税、相續税、取引税、兌換銀行券發行税、噸税、鐵業税等。

官業收入

財政上の收入には租税手数料の如き公經濟的のものと國家公共團體が私人と同様の資格で、或は財産を所有し、或は企業を營み、爲めに得るところの私經濟的のものがある。官業は公益上民營に委すことが望ましくないもの、或は財政上國營を適當とするものを原則とする。我が國の官業中國有鐵道郵便電信電話貯金簡易生命保險等は公益に收益をかねしものであり、煙草鹽樟腦の專賣等は財政收入を主としたものである。又事業が幼稚なるため又收支相償はざる國營事業にして、國家がこれが發達を欲するため、進んで犠牲的に自ら經營することがある。八幡の官營製鐵事業などその一例であつた。

第三課 公債

一 公債の意義 國家公共團體が臨時に巨額の經費を要す

國稅滯納處分納稅期日までに納付しない者は、督促手数料を徴せられ、更に怠る者は財産差押をせられ、公賣に附せられるのである。消費税を納付しない者は品物の納付を命ぜられ、又は罰金料に處せられるのである。

手数料
登記料、試驗料、裁判手数料等の如きもの。

るとき、自己の信用に基き民間より借入るる債務を公債と言ふ。國家の公債を國債と云ひ、公共團體の公債を地方債と云ふ。戦争天災地變等の爲めに生ずる臨時の支出又は鐵道電信電話等の事業擴張の支出等、何れも臨時的の必要に應ずる臨時の收入にして國內にて起すときは内債と云ひ、外國にて募るときは外債と云ふ。

二公債の種類及び償還 公債には發行額利子償還期限其の他の條件の確定せる確定公債と、隨時に借入れ又は償還する短期の流動公債とある。單に公債と云ふ時は前者であり、後者は大藏省證券一時借入金郵便貯金等である。公債の償還方法には全部償還と一部償還とあり、一部償還には抽籤した番號の公債證書に對し償還を行ふ抽籤法と、臨時市場より時價で買上げ償却する買上法の別がある。

昭和七年度國債
内國債 英金 1,400,000
外國債 1,400,000
合計 2,800,000
利子 70,000
國民一人當 4圓

列國の公債

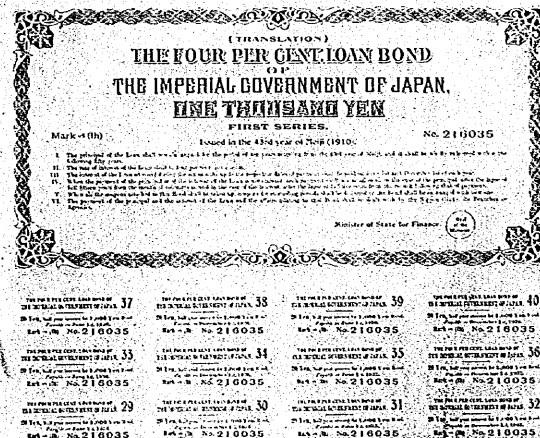
(一九三二年)

英 共債 50億磅
佛 共債 1,000億法郎
米 共債 1,000億佛郎
伊 共債 1,000億佛郎

公債證書



裏



三 募債上の注意 公債は臨時の必要に應じて募集さるるものにして、後日返済せねばならぬから、起債による支出と之を償還する計畫につき慎重に考慮せねばならぬ。其の額多きに失することは、財政の基礎を危くし、次第に累加せらるるときは、政府は信用を失ひ、公債の市價の下落となるのみならず、子孫にその負擔を残すことになる故、尤も慎重に考慮さるべきことである。故に公債を起すことは豫算及び租税と同じく議會の協賛を経なければならぬことになつてゐる。

四 法治國の財政 法治國の財政は歳計豫算として帝國議會の協賛又は地方議會の議決を経て行はれるから、國民は選舉を通じて財政計畫にも參與してゐるわけである。故に吾等は財政に關してその是非善惡を批評判斷する識見を備へなければならぬ。財政と政治とは相表裏し、その良否は直接

間接に國民經濟の盛衰に大影響を及ぼすものであるから、これが研究と判斷を怠つてはならぬ。

我が國の財政を見るに、明治元年漸く三千二百萬圓に過ぎなかつたものが、日清役後二億餘萬圓となり、日露役後六億餘萬圓となり、今や滿洲事變以來非常時として二十二億萬圓の巨額に上り、赤字公債にまつ事が餘りに多い。地方財政も一層甚だしく膨脹され、何れも財政困難の狀況にあるから、一方に財政を整理し他方に國民の勤儉力行により經濟的自力更生に眼覺めねばならぬ。

第十二章 我が國の産業

第一課 我が國の産業

一 我が國の産業 國運進展の基礎は經濟力の充實産業の發達にある。今や世界經濟の舞臺に立てる我が國は、自然の富源に恵まると

國富及び國民所得表	
時代	國富
明治初年	一、八八六
憲法發布	二、四四三
日露役	三、五九九
大正二年	三、〇〇三
大正八年	六、〇七七
大正十三年	一〇、一四二

各國國富比較表	
國別	總額
日本	一、九四四
米國	一、九四五
英國	一、九四五
露西亞	一、九四五
佛蘭西	一、九四五
獨逸	一、九四五
伊太利	一、九四五
支那	一、九四五
白耳義	一、九四五

と薄きも、原料に富み且消費力の増大せらるべき支那南洋に近く、太平洋を隔てて米國に對し、産業の上に精進すべき地位を占めて

することとなつた。かくて從來原料輸出國であつたものが、今や繊維工業機械工業及び化學工業を通じ製品の輸出國となつた。

繊維工業は我が工業の主位を占め、生絲羽二重は輸出の第一位を占め、その多少は直ちに我が國の貿易の消長を來たし、景氣を左右してゐる。綿絲綿布は原料を米國及び印度の棉花より取り、製造せる品は中華民國・印度・南洋・中央亞細亞・亞米利加より、遠く歐洲諸國にまで輸出し、人造絹絲も世界市場に優秀なる地位を占むるに至つた。

機械工業にあつては動力の原料たる石炭石油共に貧弱なれども、地勢上水力電氣が豊富である。製造の原料としては凡て天恵甚だ薄く、鐵の如きも之れを海外に仰がねばならぬが、製鋼の技術に至つては著しく進歩し、優秀なる戰艦船舶も

造られ、紡織機その他各種の機械類も、歐米に比して更に一等地を抜くもの少からざるに至つた。

化學工業にありては空中窒素の固定、染料工業等何れも急速の進歩を來たしつつあるも、未だ歐米に及ばざるものがある。我等は天然資源に乏しき缺點を、研究努力によつて之を補ひ、更に餘りあらしむるやうに努めねばならぬ。

第二課 我が國の貿易

一 我が國の貿易 我が國の貿易は開國以來次第に進歩し、明治元年の貿易額二千六百萬圓に過ぎなかつたものが、日清日露の戦役後急激に發展し、世界大戰に際して更に世界市場に進出し、近年四十億圓を超ゆるに至つた。然し之れを歐米列國に比すれば、未だ及ばざるのみならず、日清役前十餘年と世界大戰中の四年を除きては、例年輸入超過をつづけ、その額

列國の貿易 (昭和七年・單位百萬圓)	
國名	輸入 輸出
日本	一、四八元 一、四三三
米國	六、二八八 七、五七七
英國	九、五九九 五、五五五
獨逸	四、六六七 五、四四四
佛國	四、一三三 三、三三三
加拿大	二、〇二二 一、七七七
英領印度	一、四〇〇 一、八八八
和蘭	一、四九九 一、六六六
白耳義	一、七五五 一、四四四
伊太利	一、八三三 一、二〇〇
伊洲聯邦	九〇〇 七二二

家のとるべき政策は自由貿易と保護貿易である。自由主義は輸出入ともその成行きにまかせ、干渉制限を加へないので

(昭和七年・單位千圓)

第十二章 我が國の産業

ある。之に反し保護主義は國內産業保護の目的で輸入品に高率の關稅をかけ、又は數量に制限を加へる。兩主義は各利害得失を有するから、その國の文化進歩の程度、産業發達の程度等により、外國の貿易の出方により之れが對策を講ぜねばならぬ。

≡貿易の現狀 現に今日は大戰後の列國が財政經濟の窮況にあり、而も各國の消費力は減退し生産過剩となれる結果、何れも極端なる保護政策をとり自由貿易を傳統とせる英國すらも、その政策を一變するに至つたために、これらの政策に對抗する自衛策として、何れも國產の獎勵輸出補償輸入高關稅制限等種々の手段に訴へ、保護政策をとる状態にある。この際企業家たるものは國家の保護に馴れず、自力更生により世界市場に優秀なる地歩を占むるやう努めねばならぬ。

外國品陶酔のため
の輸入商品
昭和四年合計六億萬圓
に上る輸入總額の二割
七分に當る。
此等の内僅に内國產を
以て代用できるもの三
百餘種に上る。
故に國產愛用をせば輸
入の半分を減じ、一年
三億萬圓の輸入を減ず
る。かくて輸入超過が
防がれる。

第三課 資源開發

一資源開發 我が國は耕地は狭くして資源に乏しく、近代被服の主要原料たる棉花羊毛は殆んど産せず、礦物も動力として水力の外石炭も多量ならず、之に銅をのぞけば殆んどあげて輸入にまち、ことに近代文明の基礎をなす鐵に至つては甚だ貧弱である。船舶自動車飛行機の發達に伴ひ最も重要な石油も國內產出量は全使用量の半額にも達しない。又木材は山國であるのに拘らず、遠く海外よりの輸入にまつ状態にあり、ただ生絲絹織物水產物等に於て國內需要を超過し輸出を見るに過ぎざる憐れむべき状態にある。

二人工資源 天然の資源は大切であるが、之を開發する人の力は更に主要である。如何に豊富なる資源も、これを開發利用しなければ何の役にも立たぬものである。彼の國內に

資源乏しき獨逸が、化學工業を以て國力を維持し、鐵なきスイ
スが機械工業ことに時計類にては世界一と言はれ、風土氣候
あしき丁抹が農業によりて成功しつつあるが如き、皆人間の
力の働きてある。日本の今日あるは一に日本人そのものの
力であつて國民は慢心せず、懦弱に流れず、益克已精勵一致協
同して腦力の總動員を行ひ、發明發見創作により資源開發國
力の充實をはからねばならぬ。

第十三章 人口と國土

一人口と國土 世界の人口は約二十億にて、獨立國は約六
十である。我が國の人口總數は第二回國勢調査によるとき
は九千三十九萬七千餘人で、第一回に比し十年間に千三百四
十萬人餘の増加、即ち毎年百萬人以上の増加である。

領土の面積は内地朝鮮臺灣及び樺太の外に、租借地の關東
州と委任統治の南洋群島を加へて、平均一平方呎に百三十五
人で、世界有數の密度高き國であり、可耕地當りにては一千人
に近く、世界第一である。國土狹く資源乏しく、しかも人口
の増加率が高き故、我が國の最も重要な問題は人口問題である。
何よりも人口の過剰は就職難となり、失業者を増加し、ここに

マルサス人口論
ロバート・マルサス
人口増加は幾何級数的
なるも、食糧は算術級
数的なる故に、兩者不
釣合の爲め人口過剰の
悲惨を見たとの説をた
てたる英國人である。

各國の人口と面積比較表

國名	面積	人口	一平方キロメートルに對する人口
日本	377,926	68,000,000	182
内地	377,926	68,000,000	182
朝鮮	220,000	20,000,000	91
臺灣	36,120	2,500,000	69
滿洲	1,100,000	100,000,000	91
中國	4,000,000	400,000,000	100
英國	296,910	46,000,000	155
佛蘭西	543,880	65,000,000	120
獨逸	357,020	63,000,000	176
露西亞	11,000,000	150,000,000	14
伊太利	301,330	35,000,000	116
和蘭	41,526	16,000,000	385
北米合衆國	3,616,810	120,000,000	33
南米合衆國	17,840,000	100,000,000	6

◇各本國、ロシアは一九三一年調査、中華民國は二八年、日本は昭和五年國勢調査。

人口増加狀況（内地）

年次	人口	一平方キロメートルに對する人口
明治五年	31,000,000	81
同 一〇年	36,000,000	94
同 一五年	41,000,000	107
同 二〇年	46,000,000	120
同 二五年	51,000,000	133
同 三〇年	56,000,000	146
同 三五年	61,000,000	159
同 四〇年	66,000,000	172
同 四五年	71,000,000	185
同 五〇年	76,000,000	198
同 五五年	81,000,000	211
同 六〇年	86,000,000	224
同 六五年	91,000,000	237
同 七〇年	96,000,000	250
同 七五年	101,000,000	263
同 八〇年	106,000,000	276
同 八五年	111,000,000	289
同 九〇年	116,000,000	302
同 九五年	121,000,000	315
同 一〇〇年	126,000,000	328

◇明治五年は一月二十五日現在、昭和五年は國勢調査、其他は各年末現在數。

二 拓殖と移住

勿論人口

生活問題
經濟問題
思想問題
に通じ、
幾多の
深刻な
社會
問題を
ひき起
してく
る。

も絶対に減少するとならば、これほど不幸な事はない。人口の増加は民族發展の原動力である。しかし數に於て増加すると共に質に於て優秀でなければならぬ。若し其質が低下すれば共同生活の上に害毒を流すのみならず、結局は其數の減少を來たすものである。

國家は益々産業技術の進歩未開墾地の開拓工業の發達貿易の進展等あらゆる手段を盡し、國の内に外に人口の消化につとめ、各其途を得せしめねばならぬ。

三 海外發展 國內人口の稀薄地を拓殖して、人口を合理的に配分し、遍ねく國內資源を開發することは、

人口密度表（一九二五年）

國名	面積	人口	一平方キロメートルに對する人口
日本	377,926	68,000,000	182
内地	377,926	68,000,000	182
朝鮮	220,000	20,000,000	91
臺灣	36,120	2,500,000	69
滿洲	1,100,000	100,000,000	91
中國	4,000,000	400,000,000	100
英國	296,910	46,000,000	155
佛蘭西	543,880	65,000,000	120
獨逸	357,020	63,000,000	176
露西亞	11,000,000	150,000,000	14
伊太利	301,330	35,000,000	116
和蘭	41,526	16,000,000	385
北米合衆國	3,616,810	120,000,000	33
南米合衆國	17,840,000	100,000,000	6

人口増減表 (一九二七年)			
國名	平均出生率	平均死亡率	出生超過率
日本	三・五〇	一・八八	一・五二
伊太利	二・六九	一・五七	一・一二
北米合衆國	二〇・六	一・五四	一八・一六
佛蘭西	一・八	一・九五	一・一六
獨逸	一・八三	一・八三	〇・〇
英吉利	一・八六	一・五二	〇・三四

極めて有る意義のこ

然し尙これに止まらず更に進んで海外に發展することは、より大切なことである。海外に發展することは、幾分なりとも直接人口問題の解決に資するのみならず、民族發展の基礎をなすものであり、國際關係の親善發達を來たすべき所以である。

在外邦人數 (内地人)	
國名	人數
布哇	二〇、〇八六
ブラジル	二六、〇四七
北米合衆國	一〇〇、一八五
中米合衆國	一〇、六六六
カナル	二〇、九八九
比律賓群島	一〇、五五五
滿洲	一三、〇八八
海峽植民地及馬來諸島	六八、三三三
蘭領東印度	六三、九六九
メキシコ	五八、三三三
薩洲及び新西蘭	四三、〇〇一
アルゼンチン	四〇、〇七〇
ソウエスト諸邦	二七、二六六
香港	二七、二六六
英領印度及錫蘭	二七、二六六
其他	七五、〇〇〇
合計	七五、〇〇〇

◇右内地人の外、朝鮮人六十三萬、餘臺灣人一萬餘がある、これを合計すると在外邦人の總數は百三十九萬餘人となる。

今や世界は國際時代であるから、よく諸民族の風習文化政治經濟等を理解し、世界の至る所に進出發展せねばならぬ。しかるに我が國は徳川時代の鎖國政策により、本來の民族精神たる海外發展の氣魄を阻止してゐた。明治維新と共に鎖國政策を撤廢したが、國內の萬般文化の發達急激にして、増加する人口は右から左へと消化され、又わざ／＼海外に出かける必要は認められ無かつた。近時人口は鼠算に増加し、一年百萬人を算するに至りては、到底國內に消化しきれず、ここに海外移住の聲が盛んとなるに至つた。此の時海外移住者の爲め努力し居る團體は、海外協會移民協會移住組合等であつて、海外事情の紹介宣傳、移住者の相談世話等をなしつつある。又教育機關としては外國語學校、拓殖大學、東京貿易殖民學校、日本力行會、海外學校、日本殖民學校等がある。

各國の海外在留者數	
中華民國	一〇〇、〇〇〇
伊太利	五〇〇、〇〇〇
獨逸	八〇〇、〇〇〇

四 移住發展地 我が國民が最も多く移民したのは米本國・布哇・カナダ・濠洲等であつたが、其の後これ等の地方は移民制限法を設け門戸を閉じたから、今後は滿洲・シベリヤ・南洋より遠く南米諸國、殊にブラジル・アルゼンチン・ペルー等が残されてゐる。殊に滿洲は最近獨立國として日本と特種關係を維持してゐるから、此の地の拓殖移住は尤も肝要である。只日本人は母國に執着の念強く、殊に寒帶地方の生活に堪へる力弱く、滿洲人・支那人に比し生活程度高き故、滿洲の土地に定着することはかなり難事である。いづれにしても親子夫婦あがて移住すること、婦人が共に進出することにより始めて定着せる落ち付いた移住が期待される。

日本人
ブラジルにてコーヒー
國の外國産として養豚
を行ひ相當の成績を擧
げつつあるが、最近移
民の數を制限される事
となつた。
コンセツション
無償譲與の意味にて、
ブラジルのアマゾン
州にて、日本人に與へ
られたるもの千四百萬
町に跨り、我が國四萬
州・臺灣に更に九州を加
へたる廣さである。
滿洲蒙古も我が國土の
三倍以上にわたる、今
回の獨立により我が國
民の大いに發展すべき
地となつた。
海國日本
日本人の海外發展気分
は昔より有名である。
彼の仰宋民船の支那・
南洋に赴きしより、山
田長政・呂宋助右衛門
等の海外進出の事蹟等
有名である。

第十四章 社會改善

第一課 社會問題

一 社會問題 人が共同生活をなすには社會の秩序を保たねばならぬ。その爲め國家は一定の準繩即ち法規をつくりて、その據るべきところを明にしてあるが、法規は一定して動かず、社會は絶えず向上進歩して靜止するところがなく、規則も制度も次第に現實との間に相異喰違ひを生ずる、さりとて規則は朝令暮改さるべきでない。我が國は維新と共に自由平等と個人尊重の思想を輸入し、更に歐洲大戰前デモクラシ思想が輸入され、今や又反動的ファシ思想が擡頭し、思想界は混亂狀態に陥り、現在の社會制度に適當なる補正の必

要を要求するに至つてゐる。

産業の變遷を見るに、昔は家内労働による手工業であつたものが、今は機械作業の工場労働と變じ、人の労働はただ機械の補助とのみなつたのである。又その機械工業は大資本家でなければ經營出來なくなり、人の労働價値は低下し、働くに職なく、働いても生活に困難を來たすに至つたのである。それにはいろいろの場合が起る。例へば汽車電車ができる、人力車夫は失業する、しかし一方に車掌や運轉手が必要となる。今もし汽車電車が無くなるとして、現在と同じ乗客が動くとせば、何千何萬倍の人力車夫が必要となるか知れぬが、それでは時間が長くなり、車賃がかさむから、乗客の数が激減する。だから機械の進歩により利用する者が多くなり、失業の人力車製造業及び人力車夫の數よりも、新に出來る汽車電車の製

造業や、車掌運轉手その他關係従業員の數の方が幾倍か増されて來る。しかし紡績工場で其の仕事の手順が合理化される、其の操業機械が進歩する。そこに明かに機械の大量生産は、従業員の激減を來たす、かかる場合が多く、工業に於て想像される。これが産業變革に基く所謂社會問題である。

二 經濟と社會問題 制度と現實との相異によりて起る社會問題は、時代により必ずしも同一ではないが、現代社會問題の中心をなすものは經濟問題即ち人の生活問題である。限りある土地に限りなく増加する人口の處分、小企業者救済の産業組合労働者福利増進の方法、労働爭議労働賃金労働時間等の労働問題より、男子と同一待遇を望む婦人參政權等の婦人問題、並

失業人員統計

區 別	昭和五年 十月	大正十四年 十月
全 國	三三、五七	ナシ
東京市及び附近	六、〇四	九、二七
大阪市及び附近	三、〇五	八、三六

びに失業者に對する職業紹介、失業救済、小作其の他の農村救済等、いづれも人口と經濟にふれたる社會問題である。

これらの社會問題が改善されぬと國民の思想は惡化し、經濟の發達を阻害し社會の公安を害するに至るのである。これが改善解決の立法及び施設は、近時政治問題中の主要なる事項となつてゐる。

第二課 社會政策

一 社會改善法 社會政策とは今日の社會組織のままにて、その長所は益々發達せしめ、短所は合法的に改善解決せんとする主義である。即ち經濟上の自由競争より來る弊害はこ

小作爭議原因 (昭和七年)		
原因	件	數
小作料値上反對		6
風水旱害病蟲害其他		1,077
小作料高率		4
勞賃多ク收支不償		4
農民組合ノ決議		20
小作權、小作地引上		1,400
小作料 滞納		33
其他		34
共		3,548

れを除き、公共奉仕をするやうに諸制度を改良し、社會各階級の利害を調節し、國民全般の文化向上をはかり、社會生活の安定を實現せしめんとするものである。

經濟の上より見れば生産に協力したる程度に應じ、地主資本主労働者及び企業家はその收益の分配をなすべきであり、又各人の賢愚強弱勤怠の差等に應じて分配を定むる事が、眞の平等であらねばならぬ。

二 私有財産制度 私有財産制度を否認する社會主義を實行して、各自の勤勉努力によつて得たる收入も財産も、すべて國家がこれを取り上げる時は、人々は將來を顧る念慮もなく、事業に全身を打込む勇氣も失せ、貯蓄すべき富も、相續さるべき財産もなくなり、社會は勤怠賢愚の外なく、絶對の平等均一とならんに、社會の進歩は停止せられ、自暴自棄となるべき

である。各人の汗と油によりてなれる財産の私有を認むる事により、勤勉努力の刺激となり活氣ある生活が見られるのである。

されば國家は私有財産制度を認めてこれを保護し、經濟自由主義の保證をなすと共に、その收入の分配に伴ふ弊害を豫防又は除去して、すべての社會生活を圓滿幸福ならしめねばならぬ。現時國際的には國際労働會議あり、各國又それ／＼幾多の官職を設けてある。我が國にては内務省に社會局を設け、各府縣市の社會課と提携して、鋭意各種の社會方策を講じ、社會政策の實行につとめてゐる。彼の失業者求職者を保護救済し、生活の安定を得させんため、各職業者及び各地方と連絡をとり、求人求職の便を與へ、労働の需要供給をはかる職業紹介事業の如き其の一例である。

昭和七年には
求人数 一、三二七、四八八
求職者数 一、〇五三、四六六
就職者数 二四四、〇二五

職業紹介所
全國三〇四ヶ所（昭和五年）ありて、一ヶ年九十萬人以上の求人と百二十萬人以上の求職者とあり、内三十四萬許りを就職せしめたのである。

三 労働問題の解決 企業と労働とは密接の關係を有するものである。労働爭議は生産を減少し經濟を萎靡せしむるが故に、一方には労働爭議調停の途が講ぜられてあるが、何よ

労働爭議原因結果（昭和七年）

原因種別	件数	参加人員
賃銀増額要求	一四	一四、四六六
賃銀減額反對	二七	六、六六六
賃銀支給方法反對	五	四、七〇七
労働時間短縮	二	五、五五五
公休日の設定	一	五、五五五
組合の自由を認めず	二	一、六六六
解雇退職手当	五	九、四四四
解雇者の復職	一〇	四、九九九
賃銀支拂要求	二〇	三、三三三
休業反對	七	一、〇〇〇
監督者排斥	三	五、五五五
休業手当増額支給	三	五、五五五
其他	四	五、五五五

りも企業家は労働者に同情をもち、その人格を尊重してその教養を高め、労働生活と労働條件とを改善し、傷病扶助や衛生的施設の完備を期して爭議の發生を未然に防がねばならぬ。労働者も又相互扶助の目的を以て、各種の組合制度等により、生活の安定をはかりつつ、其の職務に従事すべきである。更に又國家は或は工場法を制定して工場の保

工場法

- 大正五年より實施
1. 十六歳以下少年を無制限使用禁止
2. 女子労働に生理的理山により一定制限制定。
3. 労働者保護の爲め工場設備法を設く。
4. 雇入解雇の場合の規定を制定す。

安衛生設備並びに雇傭條件、労働者の保護救済をはかり、或は健康保険法を設けて労働者と被雇者との保険組合をつくらしめ、企業者に出捐の義務を負担せしむる等、幾多の施設を爲すべきである。

第三課 社会事業

一 社会事業 社会事業は社会全體の福利を増進し弱者を保護するために設けたもので、國家公共團體、私設團體又は篤志家等が經營に當つてゐる。その主要なる中央機關は内務省の社会局であり、地方機關は道府縣の學務部社会課である。今日我が國に行はれる社会事業は、市町村營住宅、公設市場、公設浴場、公益質屋、簡易食堂、無料宿泊所、託兒所、巡回產婆、無料又は實費診療所、低利資金貸出、養老院、教護院等の如き、救護醫療、兒童保護、社会教化、經濟保護事業である。社会事業の團體

中有名なものに恩賜の濟生會と慶福會とがある。

社会事業は連帶共存共榮を目的とするものであるから、國家自治團體等にもみまかせず、社会全員が應分の奉仕をなし、公益奉仕の實績を挙げ、社会の平和につとめねばならぬ。社会事業は以上例示せる處によりて明なる如く、愛國婦人會、篤

防貧救貧事業

授産場・職業指導場・職業紹介所の施設、方面委員、救貧委員によつて行はれる救済事業

保健衛生事業

慈善病院・無料または實費診療所、癩療養所、公設浴場・榮養食配給所、小運動場、小公園の施設

福利事業

公營住宅、公營宿泊所、公設市場、公設食堂、公益質屋、簡易生命保險

社会事業

教化事業

義務教育・補習教育の擴充、圖書館・巡回文庫・講習會、教育映画男女青年團の施設

教護事業

少年審判所、教護院、免囚人保護の施設

兒童保護事業

孤兒院、託兒所、學校給食、學校用品給與の施設

婦人保護事業

身上相談所、公設婚姻媒介所、公設產婆の施設

志看護婦會の如きはもとよりその多くは家庭衛生及び護教に又公共衛生及び教護に通じ婦人の篤志にまつ事が少くない。殊に醫療衛生に關しては博愛なる婦人の慈善心にまつ事大にして彼の熊本に於けるリデル婦人の癩病患者救濟事業の如き顯著なる事例である。

第十五章

世界と日本

一人類の文化 文化とは人がよりよく生きる爲めにつくり出した精神的物質的結果の蓄積である。一時代の文化は過去先人の努力の結晶であり、又將來文化の基礎をなすものである。人類は益々自我を發達せしめ、以て全體の進歩を致す本能を有するものである。この本能は氣候風土地位物質の如何により、それ／＼文化特異の發育をなすものである。

人類の文化は四面環海の日本及び黄河楊子江・インダス・ガシス・チグリス・ユーフラテス・ナイル等の諸河流域に發祥し、西洋文化と東洋文化との二大潮流を形成したのである。其の後交通の發達に伴ひ東西文化は互ひに交換せられ改良進

東西文化
印度の文化は東漸し支那の文化と合流し東洋の文化となる。
メソポタミア埃及の文化は相接觸し西漸し西洋の文化となる。

歩を重ね、遂に現代の文化となつたのである。

文化の發達は國家生活と至大の關係を有する。國家の安寧秩序が維持され生命財産が保障され、産業學術技藝等が保護される國に於てこそ、特色ある其の國の文化の華が開かれるが、然らざる國は特異性をあらはすことが出来ないのである。

二文化史上我が國の地位 我が國は四面海に圍まれし極東の島嶼として隔在し、建國以來三千年皇室を中心とし、惟神の大道を理想とし、以て現代の偉大なる日本特有の文化を建設したのである。古代にありては三韓支那の文化より、儒教佛教等移入せられて、我が國固有の文化と思想に融和し、歐米の未だ完全なる國家をなさぬとき、既に燦然たる奈良朝の文化を形成したのである。

更に明治維新以後は廣く知識を世界に求めんとする國是に基づき、國を擧げて西洋の文化の長を攝取し、よく吾が短を補ひ、上には英明なる聖天子明治大帝を戴き、下には元氣充滿せる名士雲霞の如く輩出し、萬民晝夜兼行協力一致、よく歐米の文化を融合消化し、ここに日本特有の文化を建設したのである。これ我が大和民族祖先以來の偉大なる進取同化の力を示すものである。

三我が國の使命 古代の文化は西漸して地中海太平洋の文化に擴大したが、今や太平洋文化時代が到來せんとしてゐる。此時にあたり文化史上に於ける我が國の使命は、東西文化を融合して偉大なる文化を創造するにあるのである。

我が國は亞細亞の盟主、東洋文化の代表たるのみならず、實に太平洋文化の中樞にありて、東西文化を一大融合せんとす

西洋文化は是利の末期より入り始めたのであるが中途絶えたのである。

王教復古と日本開國と同時にしことは、思ひ切つた西洋文化を輸入し、新しき日本文化建設に大効果があつたのである。

る使命を帯びてゐる。吾等國民は先づ自己の文化史上に於ける地位を益々高め、よりて世界の文化に貢獻する大使命を自覺し、その實現に向つて精進すべきである。

昔より我が國民は正義人道博愛の諸徳を愛好し、國際信義協調を重んずる道德國家であつて、祖先以來の努力が今日の大を來たしたのである。この重大なる地位使命は獨り男子の力のみならず、その一半を占むる婦人の努力にまつ事が甚だ多い。我等に次て來るべき日本民族の母たり妻たる女子は、よくこの意義を理解して、建國以來の大使命を果たす爲め、男子と共に一層の協力をなさねばならぬ。

新制
女子公民教科書 下巻 終

【附 録】

大日本帝國憲法

(明治二十二年二月二十一日)

第一章 天 皇

- 第一章 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セ

附 録

シム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

- 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非シテ逮捕監禁審問處罰

ヲ受クルコトナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ
權ヲ奪ハル、コトナシ
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナ
クシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレハコトナシ
第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密
ヲ侵サル、コトナシ
第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背
カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及
結社ノ自由ヲ有ス
第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ル所ノ規程ニ從
ヒ諸願ヲナスコトヲ得
第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於
テ天皇大權ヲ施行ヲ妨クルコトナシ
第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸
セザルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任

セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議
員ヲ以テ組織ス
第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各省法律
案ヲ提出スルコトヲ得
第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於
テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ
政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中
ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於
テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召
集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ
之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘ
シ
第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議

員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非
サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキ
ハ議長ノ決スル所ニ依ル
第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ
決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル諸願書ヲ受クルコトヲ得
第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケタルモノハ外内部ノ
整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言タル意見及表決ニ
付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊
行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ
依リ處分セラルヘシ
第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除
ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレハコトナシ
第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ
及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル韶勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢
ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ
任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルハ外其ノ職ヲ免セラ
ルハコトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗
ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對
審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ
之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ侵害セラレタリト
スルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ
屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ
定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及共ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外國議會ノ協賛ヲ要セス
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
第六十八條 特別ノ需要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避テヘカサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ
第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第七章 補 則
第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遡由ノ效力ヲ有ス
歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範（明治二十二年二月十一日）

第一章 皇位 繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子ニ在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇太子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇太子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五條 皇太子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前條條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐 祚 卽 位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣卽チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 卽位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
第三章 成年立后立太子
第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
第十五條 儲副タル皇子ヲ皇太子トス皇太子ニ在ラサルトキハ儲副タル皇孫ヲ皇太孫トス
第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ公布ス
第四章 敬 稱
第十七條 天皇天皇太后皇后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス
第五章 攝 政
第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久シキニ亙ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラサルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルト

キハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若クハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傳

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傳ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傳ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傳ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傳ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太孫皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇直系ヨリ入りテ大統領ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記錄ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認可セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅旨ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルハ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國籍ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ降シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世 傳 御 料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割譲與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇 室 經 費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ら訴訟ニ

出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ惡願ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族汚辱ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ヲ禁ラシ告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇 族 會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣

樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長ヲラシム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依リ現在皇太子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ

之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産費及規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ
第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ制定ヘシ

皇室典範増補(明治四十年二月十一日)

- 第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ皇族ニ列セシムルコトアルヘシ
- 第二條 王ハ勅許ニ依リ皇族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ皇族ノ養子トナルコトヲ得
- 第三條 前二條ニ依リ皇籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ皇籍ニ降スコトアルヘシ
- 前項ニ依リ皇籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
- 第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ
- 第六條 皇族ノ皇籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
- 第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權議ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
- 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスル

トキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規程ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ヲキトキニ限リ之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正七年十一月二十八日)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

治安維持法(大正十四年四月二十二日)

改正 昭和三年勅令第一二九號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安維持法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

治安維持法

- 第一條 團體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第二條 前條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 第三條 第一條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 第四條 第一條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ暴行、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ

十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

- 第五條 第一條第一項第二項又ハ前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、情ヲ知りテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ
- 第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス
- 第七條 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

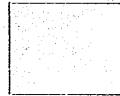
大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢ス

附 則

K230.3126

昭和9年10月26日 印刷
昭和9年10月31日 發行

有 所 權 作 著



所 行 發

著 作 者 下 村 宏
發 行 者 山 室 金 造
印 刷 者 川 橋 源 三 郎

價 定	
上・金五十三錢	
下・金五十錢	

瞭 文 堂
東京市麹町區内幸町大塚ビル
電話東京五一八一―九番
所發東京五〇一六三番

